

古事

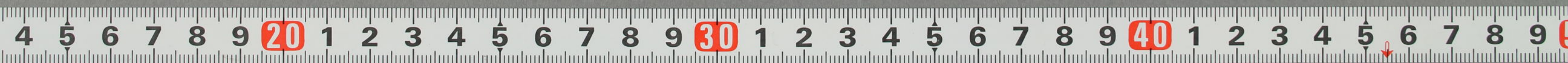
雜

札

73

3645

437





門 73
3645
卷 437

(437)

四季法禮

同

三 蹴鞠要法

四 蹴鞠之傳

五 當家鞠禮

六 蹴鞠門

七 使奏心得之次第

八 使勤行集



四季法禮

一月建の次也

正月と云此の事

元日元と云此の事

又ケ日の事

松竹と云此の事

たゞ玉の木の本の事

飾物おと記の事

正月初更夜の事

二月臨午の事

旗甲冑飾の事

菅蒲粽祝の事

三月初日の水祝の事

同廿四日候の事

同十六日候の事

同晦日候の事

七月七日の事

同七夕の事

生身天候の事

盂蘭盆の事

十五日候の事

七代子孫を種を極あれハ一
りハんとの後成り

千代枝を咲かすと斐るの風
我世乃喜なりお生のか

君の渾ん子の松は極あは
二葉の松は足らうとらん

一竹を建てる事竹を千尋のそのおれハ松
おれ海の池阿里亦竹を仙家を内虚
かして藤原と直なりと種く直なり
そ王及れおけハ仙家の竹乃直なり
中へ愛まらんとの成り

弟代の善行かたぬる九重なり
わささくささく庭乃 呉竹の

君も民も形くぬ色は極あは
みさの竹の影ハささく

一たが玉の木をそ松竹小を建てる木を云
中或を柳を用ゆといとも神代の風紋
今も用る人なり

たが玉の木を何木そと尋られ
竹飾小建於幸葉ありとを

一は連綿を飾る事おの松竹を拂ふは連綿を
おの初法乃らあり七五をりしる七ハ
天神七代ハ地神云三人星是天地の
之をりといとらん

七五之繩の風を中とたをりや
降胃乃飾も今も返く

一齒杖を用る事おの松竹を拂ふは連綿を
おの初法乃らあり七五をりしる七ハ
天神七代ハ地神云三人星是天地の
之をりといとらん

年毎小松とやたふの親子草
人おむくくさ花や咲らん

一炭を飾る事おの松竹を拂ふは連綿を
おの初法乃らあり七五をりしる七ハ
天神七代ハ地神云三人星是天地の
之をりといとらん

一酒をを用る事おの松竹を拂ふは連綿を
おの初法乃らあり七五をりしる七ハ
天神七代ハ地神云三人星是天地の
之をりといとらん

一たいくの時をりしる春さくさく
おの松竹を拂ふは連綿を
おの初法乃らあり七五をりしる七ハ
天神七代ハ地神云三人星是天地の
之をりといとらん

伐から思流ふも在り

一 梅子の事 愚戸を拂ふ中 文主時乃 冥を
深くしめ

梅子 愚戸を拂ふ中 文主時乃 冥を
深くしめ

一 昆布の事 海軍の内に 中々 冥夫

と 初め 縁更け 是を用ひ 再世代 海軍
中 陣屋 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

伐から思流ふも在り

一 梅子の事 愚戸を拂ふ中 文主時乃 冥を
深くしめ

梅子 愚戸を拂ふ中 文主時乃 冥を
深くしめ

一 昆布の事 海軍の内に 中々 冥夫

と 初め 縁更け 是を用ひ 再世代 海軍
中 陣屋 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

一 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫 冥夫

- 一 鹿子糸を教事糸と云穀乃也二百穀の想
名之取ふ子鹿乃口後り一宵と云
- 一 一と也ハ穀の糸乃也之寶本もハ金銀の砂子
にたとく是を用ふる
- 一 蕨乃事停味法の二柱所取の國傳是
和歌の那少く初と二穀事余初の
地神の沖子を産ふと大和文小と
と云之穀事と蕨の事
- 一 羊此事多く子なるものあれは後と信
子用ると云
- 一 田代を用ふる事 綱は事奥よりと云は寶
本代若を常一也用
- 一 渡解の事は在天皇大神御社を説
うはしはひの事と云はんと云ふも
からハ渡解少角一も非能く是に
より世の人を説く元朝が左様を説く
右月夜や是を齒園とも云
- 一 報考といふ事万同かた是と云は算
る所之每昔ハ天皇少年鏡天皇と云り事
南海の波嶋羅法王の女顯利糸女を
書と一も少時鬼門少坤を指し一巨

- 目と云ふは是を説くは戦及事
再降と考て某は難を原一也
多し是を説くは一也事不降と云は
此月不降と云は後也
- 一 屠蕨の事ある傳説ハ入柳の枝ハ法舟
蔵する言の時より井の山原之尺斗上より
元朝の宮の時上河ふと云ハ法舟ハ
事少くハ飲之は某一人春と病少く一子
飲付と一里小病れ一少より春は病
か一と云ハ又之我の朝と云ハ法舟
の所字に印
- 一 春毎りき少春初と云は子
と云ハはくめんも代のありや
- 一 若ある事取言より井と云ハ一也
元朝ハ是を飲ハ年中の氣を深と云
中文字春付と唱ハ生氣ハ少ハ大月
と云ハ水司より事より一年中事小と云
と云ハ私ハ井花と云
- 一 春ははくりき少春初と云は子
子蔵の朝や玉川ふと云ん
- 一 破魔の事黄帝出と云ハ事記

し孫、悪鬼の夫も、板と楮、打ち、宝冠、
顔の表相や、身振、是を、籠る、國、中、小、四、
事、か、し、と、之、事、漢、玉、の、例、也、弓、矢、羽、子、後、を、
男女、乃、抱、と、も、さ、る、も、只、傳、

一 同七日七種粥の事、三皇、氏、古、四月、七、皇、七、種、
と、書、す、氏、の、某、に、何、く、も、よ、う、さ、の、例、
と、傳、傳、さ、さ、ふ、れ、を、食、す、と、人、も、病、
か、し、と、云、り、此、國、之、を、寛、平、の、頃、と、初、
り、よ、し、と、事、相、を、示、見、く、い、り、

芥、蘇、伊、形、を、記、し、佛、の、座、
を、か、た、代、り、れ、を、七、種、

一 十四日、小、七、云、之、の、割、柳、を、門、戸、に、懸、け、支、柳、を、
鬼、童、怖、木、と、云、惡、鬼、を、拂、け、文、を、支、ま、湯、
と、の、り、め、用、也、と、も、さ、り、俗、子、鬼、也、年、が、
一、去、日、の、事、一、中、月、お、る、も、さ、る、一、十、日、十、
つ、も、も、こ、れ、と、い、い、も、中、分、か、き、い、は、五、日、
浦、月、と、定、後、と、之、

一 今日、爆竹、の、事、亦、方、朔、の、神、異、經、に、曰、
而、方、北、中、小、人、を、長、一、尺、余、是、を、凡、々、有、
さ、振、り、乃、病、を、治、是、竹、乃、婦、子、に、也、原、
爆、燒、の、聲、向、ま、い、登、る、依、く、の、此、所、共、

と、燒、中、の、疫、氣、を、拂、け、云、り、又、は、火、中、
解、を、燒、合、さ、れ、い、惡、鬼、の、雜、也、その、
外、西、域、に、義、長、や、東、土、や、と、也、一、蘇、
夏、の、う、う、と、い、い、も、略、け、け、お、く、も、用、
明、帝、の、御、宇、夏、起、り、と、後、天、七、代、に、
真、言、院、と、燒、け、大、和、又、小、尺、と、り、

一 今日、書、粥、を、食、す、事、大、雜、を、治、也、
む、一、行、情、氏、の、代、小、虫、を、と、云、惡、人、あり、
三月、十、日、は、波、と、七、と、い、い、魂、は、天、狗、と、
化、し、魄、は、地、灵、と、あり、人、を、あ、や、ま、ま、を、
け、目、を、此、時、庭、中、小、札、を、立、書、粥、と、天、狗、を、
多、り、東、と、向、い、再、拜、し、食、ま、れ、火、
雜、中、の、邪、氣、を、降、と、云、り、又、五、種、粥、
乃、財、粥、を、言、ふ、(亦、も、け、け、所、と、か、ん、世、國、に、
寛、平、に、は、よ、り、其、記、れ、り、

一 同九日、法、士、具、足、の、儀、後、の、天、帝、御、座、に、
關、通、を、初、め、り、思、也、又、醍、醐、帝、延、平、の、
式、に、三月、九、日、の、年、限、の、初、也、文、武、の、官、は、
依、く、極、を、賜、也、原、法、宗、代、司、々、を、
一、と、後、也、

一 同、八、日、を、後、事、天、代、八、宿、以、同、一、て、此、星、を、

如法を是より 礼日と云ふ

二月八日を奉祀初と云ふ事むらう一武獲

祖の命夜神退治は日古津と云ふ事

八日と云ふ事ありて世の民神流し夜せす

矢の射門戸に押く神と云う事と云ふ

如く古に射門戸に押く神と云う事と云ふ

如く古に射門戸に押く神と云う事と云ふ

戸小室夜神を拂と云う事を軍吏

といふも濁世は只奉と云う事

三月三日の昔はもと氣漸く温氣

發せられ必病を乃のなる桃氣を

中へ入る腹をれは百病を海に散る

増と云ふ

傾女や 玉世を浮何んは内宿

のよふ事 断乃のあふ事と云ふ

一 同上已といふ事 芳用世を官人を

集る世水の多きと云ふ事 桃氣を水

と云う事 流し詩稿と云ふ事 酒宴を

夏三月三日の日は高き事と云ふ事

日ありて神を客に例ふ事と云ふ事

由ありて事と云ふ

一 同草解と云ふ事 世水のと云ふ事 園王へ

献りて奉りて事と云ふ事 宗廟に

如く事と云ふ事 草解の初に中朝と云ふ

雄略の朝と云ふ事 起事と云ふ

一 此日女子雜種ハの事 初は夜も天荒

生の時と云ふ事 卯を奉りて桃の

木のうらみの舟と云ふ事 川に流し

三と云ふ事 三月と云ふ事 皆人と云ふ

ふ事 對局と云ふ事 如く事と云ふ

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

如く事と云ふ事 如く事と云ふ事

是を指し毒虫を殺す毒相也多く食む
る事かき喰ひ終る葛蒲七根を長
そ寸切酒中へ漬く是を飲又還不交
く戸小柳を煮た毒虫多し毒虫を拂
く丸と云

一 蘭湯の事は日茶を煮て一と沐浴を
せし刀兵の難を深め丸を去ると云中又又
標葉を煮る常小豆れい、煎代遊と云
一 長命の湯乃事五色の糸を符小豆れ
い、懸鬼を拂い病疾ぬいと云り是
を符小豆の條と云

一 楚の吳均終言不極く流罪をれ
怨を合河羅の江中身を投毒竜に
ぬくをんとんとは時不國まうを割殺
す彼蛇頭赤く牙青し葛蒲小似
とく是を煮く煎酒をまよひ物を毒
根を割て湯に入給く多く蛇頭赤く
不朱の後に毒竜を何れと右舟
け國と仁徳の朝と云記きま

一 六月朔日氷室の事仁徳の御早六十二年
五月不頼田の皇子阿野の山中預くと

夏は氷をのりて天皇不食る是よりかこれ
氷を煮く夏まき生事初まきまき後初
まきまき取く氷室を煮くも此日
氷餅を食むるい氷室は毒也
一 六月朔日初小豆を食むる事
身を温養乃飲をからゆ、出る事
煎、是を湯の中は是を後一と難を
深くと云世治あり

一 同平六の事定ゆる大因ともまきと云い
極くささるる成書不末代は年号
寧宗より事起まき元正より六年の
るま加定通寶の海を濟る事不元年より
十六のまき年の報を濟る一四年号
は改身をまきを定むと云り六月六日
寧宗降地乃日りるを永朝少く、貞和
四年大樹茂湯云室所の新館福流
まきまき室所及く果り又毒氣まき
を多く極く、死乃所不き号を納
降は初法法生を其揚弓を村こり、免
賦工も定海を周負の方より、日
次、誰一と十六歳を上納を猪の方より

福を揚る事は此れ如くに珍むる也
一 極楽を遊ばせしむる

一 同海子兵衛の夏夏、南子の火を日
より秋の方の意成りて火財金と
廻りて其れを銭と云ふ心ゆく右
銭の極くより、麻乃葉知細糸を
あて極を足里中をうらせ、新神を拂
ふと云り、天武天皇の御宇より物
り、大和支那からたり

わりの水月神も、麻乃葉を
切らざるも、極をうらふ
つ、此れを銭の極をうらふ
子〇の左迄、此れ

一 七夕祭の夜、唐より事起まされ、我御光
より孝謙の御宇より、庭を掃屋机
を立、香花付具を備へ、女を室半の
端より、衣束を掛盤より水を入、草牛
織女三星の祀を極、一事を祈り、
三子乃内、かゝり必しと云り、いふ
乞切真と云ふ、此夜直後を借し、清
身を極、一子乃事、又素勢の

湯を用い、夏幸氏乃小子七歳、くけ日死
一 夏の息鬼あり、瘡痕を好む、小
子常、夏解湯を好む、不素、或は夏
解湯を好む、是を要れ、と、年瘡病を
不病、己年の別、体治、是れ、伝病を極と
云り

一 生るん、其祝の事、神時天皇丁巳三年
七月、うりの例也、此御宇、初と孟、兼
命を奉り、も、あふ、い、ま、は、ま、の、母
を、も、あ、い、ま、と、号、し、て、後、事、
り、古書、小、く、たり

一 孟兼命、孟兼の夏、是、佛、母、の、時、目、連、六
通、を、得、て、母、の、能、見、乃、一、高、る、事、を、其
世、を、以、て、曰、七、月、の、夕、を、信、長、也、其
を、極、と、流、す、小、より、施、能、見、初、事、
を、者、の、母、と、し、て、一切、の、能、見、成、公、也
一、と、云、り、是、より、其、法、を、う、け、り、
氏、先、達、一、其、を、奉、り、神、時、天、皇、に、奉、り、
少、く、は、神、の、形、を、得、り、孟、兼、命、を、依、
け、ら、ま、し、と、也

一 同、夕、日、蓮、の、會、勢、を、食、ま、る、事、神、代

乃むうー 浮葉後の二神文月堂の具地の
 多きいよりこれ、精矣二つお蓮葉のよ
 少し秋をいふるを男女の歡合なり
 とて成りて夫婦お連の初月日として
 意ふ精と後とさうして是後を記
 一 朔を後夏八月の秋乃宿中て田圃熟
 其の不君臣亦是を後又皇極天皇四
 年乃夏天下旱魃して民皆一む君
 聞百南園の水と(神幸あつて)るふひ
 多く大あつり田の圃も実のりる民皆
 を道を通るより幸起さるると日中記
 中んくたり又七月晦三生氣のるれ
 本をさうり炭を焼くも日中も天中
 赤口白古随長威く新呪を中府
 小八月初と七門に押付き火繼盛病
 口古を降くたり
 一 同今月の月と依人祝と事 婁省よ
 尚ら婁の西方の宿林、金を司る今
 宵仲秋の望月曇かざる月夜豊
 加ふはあつり 豊秋とさうり
 一 九月九日 皇陽とさうり九の極陽の枝丸

多る所也 昔葉酒を飲らるるを降き
 七葉のりしむとさうり 昔魏の文帝
 七葉のり即位の時天文の博士帝位に
 有出を勅之寶祚十有七歳少頃り
 相を感一曰郡縣山の菊むをり
 指て曰是寶祚延七乃君臣あつり
 とて菊酒を進む又帝是を後一七
 十有七歳少しむ又漢乃武帝菊酒
 を飲く 七葉のり 一むと世風
 記少んくたり け原不葉の 延命と云
 け國身ハ文徳の所さうり 神と大和
 文十んくたり

山人のお袖白小葉の花

ち拂ても 東を種ぬく

一 同十三夜の月見の後此花月と云葉
 逐相をさうり 後世果(九)の月十三
 秋葉宿多れハ月見思ひはくも跡よ
 とさうり 六葉大を合さうり又老葉
 府の里ハ香葉相(さうり)さうりも例
 也とさうり

四季法禮

一 正月ヲ不曰一月ト正月ト昏ク夏
新安陳氏曰取王者居正之義尚
昏ノ正義ニ云ク正ハ訓長天下
ノ万物此月ヨリ正ク生長スルノ
義也正月ノ名ト元日ノ名ハ唐
虞ノ代ヨリ起ルトイヘリ董仲
舒カ曰為人君者正心以正朝廷
正朝廷以正百官正百官以正萬
民以正四方四方以正遠近莫不
壹於正故正ト昏テ月ヲ正スノ意
ナリ然ニ秦ノ始皇ノ代ニ至リテ
正月ノ名ヲ止チ端月ト呼フ如何
トナレハ始皇ノ諱ヲ政ト云天子
ノ諱ト同音ナルニヨリテ正月
ト不謂シテ端月ト云トイヘリ亦
一説ニ始皇ハ寅ノ月ニ降誕ス我
誕生ノ月ナリトテ專ラ寅ノ月ニ
万機ノ政ヲ初ムトイヘリ故ニ政
月ト昏後ニ又賀ヲ分レハ文ハカ
サルト讀ハトテ作リノ文ヲ除キ

テ篇計リヲ用テ正月ト昏氏イヘ
リ三正記ニ曰賀ハ法天又ハ法地
ナリ帝王始起先賀後又者順天下
之道本末之義ト先後之序云々子
丑寅ノ三統ハ天地人ノ三ツニ配
スレ氏先ハ三微月ノ夏ノ三微ト
ハ何ノ謂ソ陽氣始テ施シ黄泉ノ
万物始テ動微ニメ未著故ニ微ト
云フ

一 夏商周ノ三代ニテ月建各別ナリ
周ノ月建ハ天統ト云テ子ノ月ヲ
正月トス商ノ月建ハ地統トテ丑
ノ月ヲ正月トス夏ノ月建ハ人統
トテ寅ノ月ヲ正月トス子ノ月ハ
水壯シ寒ク丑ノ月ハ土旺シテ陰
寒参烈シテ万人春ト不謂此ニヨ
リテ本朝人皇ノ最初神武帝ノ御
宇ニ夏ノ代ノ月建ニ隨ヒテ寅ノ
月ヲ以テ一年ノ首ト定至フヨリ
人皆春ト称ス寅ヲ以テ十二月ノ
始トス邵康節ハ理數ヲ立テ一元

ト云フ夏ヲ發明セリ一元ト云ハ
天地ノ始リテ終ル一始終ノ事ヲ
云也十二萬九千六百年ヲ以テ一
元十二會アリ是ヲ十二支ニ配當
ス一會トハ一萬八百年ノ夏十リ
子ノ會ノ始ハ清濁ノ氣混合シテ
未分其氣混沌タリ是ヲ太始ト云
ヒ一元ノ始也是ヨリ漸々ニ開明
シ五千四百年ニテ子ノ會ノ中ニ
當テ輕ク清ル氣騰上リ日月星辰
ノ四ノ物象ヲナシテ共ニ天トナ
ル故ニ天ハ子ニ開クト云也濁氣
搏リテ中間ニアリトイハ氏疑
清堅實セス故ニ未地又五千四百
年ニシテ世ノ會ノ中ニ當リテ重
ク濁ルノ氣凝結スル者始テ堅實
シテ土石トナリ濕潤ノ氣ハ水ト
ナリテ流レテ未凝燥烈ノ氣ハ火
トナリテ顯レテ不隱水火土石ノ四
ノ物形ヲナシテ共ニ地トナル故
ニ地ハ也ニ開クト云又五千四百

年ニシテ寅ノ會ノ中ニ當リテ人
物始テ生シ五千四百年ニシテ寅
ノ會終ル故ニ人ハ寅ニ生スト云
也又天竺ニハ卯ノ月ヲ孟春ト云
春ハ卯方ヨリ来ル故ナリ宿曜經
ニ云楚王取正方東ノ中央ノ卯ヲ
建年首通典ニ云漢高祖十月ニ秦
ヲ定ム遂ニ改メテ年首トス武帝
又改メテ夏正ヲ用ヒ寅ノ月ヲ以
テ歲首トス元日ノ賀ハ始テ爰ニ
起ルトイヘリ

一 漢書律曆志ニ云春ハ養也養ハ物
動キ生スル象也春ト云ハハル、
ト云ノ和語ナリ
一 朔日ヲ元日ト云ハ一年ノ日數ノ
上ノ日又年ト月ト日ノ始リナリ
故ニ元日氏元三氏云也凡テ月ノ
祝スハ日ノ祝ヒ十五日ノ祝ハ月
ヲ祝ヒ廿八日ノ賀ハ廿八星ヲ祝
トイヘリ然レハ日月星ノ三光ニ
當シ祝フナルヘシ

一 五ヶ日ト云ハ朔日ニ日三日ノ此
三ヶ日ニ七日ト十五日ヲ配合シ
テ五ヶ日ト云朔日ハ天ニ象リ二
日ハ地ニ象リ三日ハ人ニ比シテ
三ヶ日ト云祝也七日ハ人日トテ
往古人出生ノ日也是ニヨリテ五
節旬ノ初トス朔日ヨリ六日迄ニ
雞狗猪羊牛馬ノ六畜生ス七日ニ
人生ス故ニ人日ト云ナリ東方朔
カ石昏ニ云ク正月朔日雞ヲ白フ
二日狗三日豕四日羊五日牛六日
馬七日人八日丑穀ヲ白フトハ何
謂リヤ其日々ニ當ル日晴明泣和
ナレハ則其物蕃息安泰ノ候トス
陰寒慘烈ナレハ疾病衰耗ノ兆ト
ス夕トヘハ朔日晴レハ雞蕃息ス
曇レハ病衰トス余モ准之談藪ニ
曰雞犬ヲ前ニ列テ貴キ人ヲ後ヘ
ニスル復如何賤ハ生ニ安クシテ
貴ハ斂カタキヲ顯ストイヘリ故
ニ七日ニ人生ス十五日ハ望月ノ

祝也是ヲ合テ五ヶ日ノ賀トス又
三朝ノ^{三朝トハ天竺}釋氏ハ朔日ヨリ五
日迄ヲ五ヶ日ト云テ五日ノ内諷
經アリ朔日ハ天神地祇諸佛ヲ祈
リ二日ハ帝道ノ室祚武家ノ武運
ヲ祈ル三日ハ宗ノ祖師開山ノ僧
ニ諷經ス四日ニ一宗ノ且那一切
ノ衆生ノ為ニ祈禱ス五日ニ自身
ヲ祈禱ス是ニヨリテ五日迄ヲ五
ヶ日ト云ハ釋氏ノ法也
一 門松ヲ建ル復松ハ常盤木ニテ霜
雪ニモ不痛千歳ヲ經ルナレハ松
ニ冥昧テ長生ナラン心也昔八年
首 男女野邊へ出テ男ハ七本女
ハ二本松ヲ曳テ長生ノ藥トシテ
葺ニ復モ松ニ千歳ノ徳アル故ナ
ルヘシサレハ藤原爲尹カ都ノ立
春ト云ヘル趣ニテ詠ル哥ニモ
今朝ハ又都ノ千ブリ引替テ
千尋ノ初賤ガ門松
ト詠ルヲ見レハ昔ハ貴家ニハ門

松ハ不建シテ家内ニハ松竹梅ノ
正嚴ヲ用ヒテ竜虎亀ニ託シテ表
神祝尚賀万歳其餘ノ從嚴依時用
吉名ノ菜肉ヲトイヘリト部ノ傳
昏ニ門ノ左右ニ男松女杏ヲ建ル
ハ伊弉諾伊弉冉ノ二神ニ表ス竹
ハ内空虚ニシテ簾直ナルニヨリ
テ國常立尊ニ象ル注連ヲ其上ニ
掛ルハ陽神ヲ家内ヘ勧請スル心
也色ノ蒼ク其名ニ祝アル物ヲ立
テ臨ヲ逐テ青陽ノ氣ヲ呼ノ意也
荆楚歲時記ニモ正月朔日ニ貽盡
雞ヲ戸上懸葦索於其上押桃樹
符於旁百鬼畏文トアリ本朝ノ節
モ意味准シテ知ルヘシ
一 竹ヲ建ル夏是モ霜雪ニモ不痛ニ
テ松ニ相應スル徳アリ其ト親竹
ニ増テ年々生長シ内虚ニシテ程
ヨク節アリ仙郷ニハ千尋ノ竹ア
リ極臭極熱モ此竹ノ影ニ居ルガ
ユヘニ愁ナシ梁ノ孝王モ竹ノ園

ノ中ニテ生達給フトイヘリ是ニ
ヨリテ親王ヲ竹園ト異名申スト
カマ右哥ニ

我門ニ千尋アル影ヲ植ツレハ
夏冬誰カ隠レサラマシ
ト讀モ此仙郷ノ千尋ノ竹ノ夏ナ
ルヘシ門ノ左ニ竹ヲ三本右ニ二
本建ルモ也

一 松竹ヲ建ル影ニ副テ皮付ノ本又
ハ國処ニヨリテ櫛ノ木ナトヲ副
テ建ルヲ罔冥木ト云トイヘリ正
月ノ飾松竹ノ不時ニ倒レルハ大
凶ナレハ倒サシトテ心木ヲ建ル
ナルヘシ百今集ニイヘル罔冥木
ト云ハ堂上ノ秘夏ニテ地下ニテ
知ル夏ニアラストソ

一 注連繩ヲ曳夏不洋ヲ避除ニテ春
ノ神ヲ家内ヘ勧請スル意ナリト
部ノ説ニウタヌ藁ニテ左繩ニ紉
七五三ト藁ノ端ヲ出ス夏七五三
ハ十五ノ合数アリ天道ハ十五ニ

一 奈兼良公

ニテ成義也左繩ハ天ハ左旋スル
既ニ云左繩ノ端出此秋其義又解
其訓繩者直之義神道ハ以直為本
左者陽徳ニテ取清明之義端出者
細繩而不整頸其可餘之芒端ナリ
是質朴而不飾之意故ニ以清質為
神明之徳一條繩而具此三股即注
連是也云ニ哥ニ

注連繩ノ風音聞モ怖シヤ

障化ノ神モ今ハ退ク

一 齒采ヲ用ル夏齡ノ采ト訓スルユ
ヘニ用ルナラニ又諸向氏裏台氏
穂長草氏云諸向トハ兩采長短ナ
ク生スル意ナルヘシ穂長草ト云
モ此理ナリ裏台ト云ハ表青裏白
キ故也

一 枉葉ト云名目ハ跡ヲ讓ルト云ノ
義也然ルユヘニ哥昏ナトニ親子
草ト詠ルナリ若葉生シテ成長ス
レハ古葉落ルニヨリ讓葉氏親子

草氏云ナリ

一 燒炭ヲ飾ニスル夏ハ此処ニ住ヨ
シト云祝也家例ニヨリテ荒布ヲ
飾ル夏モアリアラ目出夕マノ詞
ナリ野老ハ此処繁昌ト云祝野ノ
年寄ト讀ハナリ昆布ハ詞ノ縁ウ
ツクシキニ取履斗ハ姿モノシノ
シト云心海老ハ海ノ年寄ト讀故
ニ年首ノ祝トス代々ハ冬ハ色熱
シ夏ハ青ニテ年月經テモ不落ユ
ヘニ代々ト云詞ヲ用ユ梅子ヲ用
ルハ毒消ノ心ニテ九朝ニ食ス其
上五味ノ中ニテ春ノ味也本儀ハ
菰草ヲ束テ依物ト名付テ寶來ニ
置年首ヨリ依物ヲ得ルノ意ナリ
此菰草ヲ神馬草氏云神功皇后三
韓退治シ玉ヒテ飯朝ノ取紀ノ路
ノ苔島ニテ菰草ヲ馬ニ飼玉フヨ
リ神馬草ト名付タリ

一 楊栗ヲ祝義ニ用ルハ栗ハ熟セハ
イガノ中ヨリ晒出ル夏人ノ笑形

ニ似たり然ルニ是ヲ勝栗ト云テ
軍ノ有ニ用ル古更清見原天皇大
伴皇子ト戦玉ヲ取ニ大伴ノ軍強
クシテ官軍不利故ニ天皇山城ノ
國ノ田原ト云処へ潜幸アル取里
人天皇ト云更ヲ不知シテ栗ヲ供
御ニ進ラヌ其栗ヲ地ニ埋玉ハハ
夜ノ間ニ生オテ踐祚ノ相ヲ顯ス
トナシ大伴終ニ亡テ御聖運ヲ開
カセ玉ヒ踐祚アリテ天武天皇ト
申奉ル是ニヨリテ勝栗ト云ナリ
一 願斗蛇ハ天照太神伊勢ノ國ニテ
神代ノ人ノ形ヲ學セ玉ヒテ製玉
トイヘリ是ニヨリテ願斗ハ物ノ
不淨ヲ被フモノ也
一 柀子蜜柀ハ異國ノ柀ヲ形リテ用
トイヘリ柀ハ万病ヲ除ク功能アリ
人皇十一代垂仁天皇ノ御宇異
國ヨリ初テ三ツ参ラス其比后懷
妊アリテ腦ニ在ス取柀ヲ用ヒ玉ヒ
腦平復シ玉ヒ皇子ヲ降誕シ玉フ

トイヘリ其後田道間守ヲ常世ノ
國へ遣非時ノ菓ヲ求メシム此柀
ヲ間守ノ袖ニ包テ渡セシトイヘ
リ柀ニ此功能アルユヘニマ聖武
天皇ハ葛城親王ニ柀ノ姓ヲ賜フ
此御宇ノ神龜二年ニ柀子從唐國
來リ柀子トイヘリ柀子ハ無毒
云々
一 串柄ヲ飾ルハ蓬來ニ向ヒ寶搔執
心ナルヘシ其上畧名ヲ喜寶トイ
ヘハナリ
一 榼ハ壽傘ヲ延ル物也晉ノ王質伐
木ヲ信安部石室山ニ至リ見數童
子圍碁與質一物如棗核含之不飢
局未終斧柯爛尽既歸レハ無復取
人トイヘリ又唐汝南ノ桓景ニ費
長房ト云仙人ニ從ヒ仙郷ヘ往テ
榼ヲ食シテ壽ヲ延トイヘハ此等
ノ在更ヲ取り用ルナルヘシ
一 手拭ノ臺是ヲ蓬萊ノ臺ト云ハ仙
嶋ハ准シテ名トス朱ヲ敷ハ金銀

ノ破子ニ表シタルナルヘシ
 一 結庵ヲ雜煮ノ上置ニスル 夏神代
 二 三數草トテ喰初メ玉フ 食物ノ
 初トイヘリ 伊弉諾伊弉冉ノ尊淡
 路ノ國ヲ産セ玉ヒテ山ニテ葦里
 二テ梅海ニテ海月此三數草ヲ食
 シ玉フトイヘリ 是ニヨリテ俗語
 ニ山海ノ珍物ト云ハ此三色ヲ云
 トイヘリ
 一 里芋ヲ雜煮ニ入ルハ多ク子ノ生
 ル祝義ナリ 田作ヲ用ルハ能ク丑
 穀ヲ肥スユヘニ春ノ氣ニモ叶フ
 魚ナリ口傳

一 正月ノ鏡餅是ヲ齒固ノ餅トイウ
 鏡トハ餅ノ形圓キカ故ナリ 唐ニ
 モ春盤トテ餅ノ上ニ菜ヲヲキテ
 元日ニ食スルトイヘリ 神代ニ天
 照太神御影ヲ鏡ニ移シ玉ヒテ人
 皇ヘ讓セ給ヒテ神道ハ鏡ノ如シ
 トノ神託ナリ 是ニヨリテ朝夕鏡
 ヲ見テ心ヲ明ラカス 是ニヨリ

元朝ノ餅モ圓カニシテ鏡ト名付
 貴賤智愚ノ隔ナクシテ皆舊ノ夏
 ヲ忘テ心ヲ新ニス 然ルニヨリテ
 女子ノ鏡餅ハ正月十一日ニ開ク
 天照太神ノ御縁日ナレハナリ 又
 膠牙餅トテ館ヲ食シ家内膠固之
 義ヲ取ト云 夏四時室鏡ニモイヘ
 リ 膠牙餅トハ和名 錐剪館也 禮考
 本紀ニ云 正月元日ニ行節供 供陽
 色餅一重陽ハニニ陰下君臣ノ礼
 表也 一圓餅ニ厚ク大ナリ 是天徳
 ノ表供也 一方餅薄ク小シ 是地徳
 ノ表供也 世諺問答ニ云 鏡餅ニ向
 時ニ

近江ノマ鏡ノ山ヲ立タレハ
 カ子ヲゾ見ユル君カチ年ハ
 ト此哥ヲ誦ヘテ鏡餅ヲ据ルトイ
 ヘリ 此哥ハ延喜ノ御門ノ御時ニ
 近江ノ國ヨリ大掌會ノ御賀奉リ
 シ時ニ大伴黑主詠ル哥也 御賀ハ
 ミツキ物ナリ

一 稚煮臈煮氏各雜煮ハ交ヘ煮ルト
讀テ万ツ吉名ノ種々ヲ交ヘ煮ル
ノ意ナリ又臈煮ト云ハ五臈ヲ煮
ルト云ノ古夏アリ昔北天竺ニ牛
頭天皇ト云アリ此牛頭天皇ヲ大
唐ニテハ武塔天神ト云日本ニテ
ハ素盞鳥尊ト申ストカヤ南海ニ
在ス娑竭羅竜王ノ女ヲ娶ントテ
出玉フ道ニテ日暮ケレハ巨且將
来ト云人ノ家ニ宿ス夜中ニ
牛頭天皇ヲ追出スユヘニ無是非
出テ獲民將來ガ家ニ宿リ玉フ獲
民ハ巨且カ兄ナリト終ニ牛頭天
皇南海ノ女願利采女ヲ妻ト定テ
ハ將神ハ王子ト云是ナリ及十テ十二支十二
客ノ神ヲ産テ巨且將來ヲ亡シ其
腸ヲ煮テ勸善懲惡ノ爲トス是ニ
ヨリテ臈煮ト各來ルナリ巨且カ
亡魂金神トナリテ年徳願例採々神
ト歎對スルナリト曆道ノ各ニモ
イヘリ異國ニモ蔬飩トテ進ナト

ヲ菜トシテ飩ヲ食ス夏アリトイ
ヘリ

一 屠蕪酒ノ夏屠ハホブルト讀蕪ハ
ヨミカヘルト訓ニ此藥ニテ邪氣
ヲホブリ絶テ人魂ヲ獲醒セシム
ユヘニ屠蕪ト名付トイヘリ我朝
嵯峨天皇ノ御宇弘仁年中ニ始リ
夫ヨリ連綿シテ屠蕪白散障障度障散
三種ノ御藥ヲ開召夏トナレリ正
月朔日ニ屠蕪ヲ奉ル御酌四位ノ
殿上人二日ニ神明白散御酌五位
藏人三日ニ度障散六位ノ藏人ト
イヘリ歳花記ニ謂ルハ昔人アリ
テ草庵ノ内ニ屠ス毎歲除夕大晦日
里間ニ藥一貼ヲ與フ紅ノ袋ニ入
テ歳暮ノ亥ノ取ニ井ノ中ノ水際
三尺上ニ浸シ九朝寅ノ取ニ井戸
ヨリ取出シ柳ノ枝ニ結付テ鈍子
ノ中ニ浸シ東ニ向ヒ銀器ニテ吞
ナリ此藥ヲ一人吞ハ一家ノ人不
病一家ノ人吞ハ一郷ニ病ナシト

本草綱目ニアリ紅ノ袋ニ入ルハ
微塵ヲ拂ヘキ爲ナリ井ノ中へ浸
スハ青陽ノ氣ヲ受ルナルヘシ柳
ノ枝ニ付ルハ春ハ東方ノ卯ヨリ
来リ春ヲ司ル木ナルユヘニ用ユ
屠藜ハ少年ヨリ吞初テ老者ヲ後
ニスルノ法也少年ハ年ヲ得ル老
者ハ年ヲ失フノ理ナリ是ニヨリ
テ天子ニ三種ノ御藥ヲ聞召取ハ
藥子トテ十歳ヨリ内ノ少女先是
ヲ吞テ後ニ奉ルトナシ是ヲ小兒
役ト云

一 若水ノ復元朝ノ寅ノ辰ニ汲タル
ヲ用ユ是ヲ井花水ト云テ人ヲ利
シ諸病ヲ療ス銀器ニ入テ東ニ向
テ藥師佛ノ呪ヲ唱ヘテ吞ノ法也
大内ニテハ十二月ノ上用以前ニ
来年ノ若水ヲ汲ヘキ御生氣ニ當
ル方ノ井ヲ点シテ立春ノ早且ニ
汲テ女官へ奉レハ朝餉ニ聞召ト
云々

一年始ニ人々詩哥ヲ吞テ年徳神へ
奉ルヲ世ニ吉吞ト云也天福皆未
地福一切諸願皆令満足ト此文ニ
君カ代ハ千代ニマチヨニサレ
石ノ哥ヲ吞又壬義之ガ月ヲ吞
タル詩ヲモ用ユ其文ニ曰
日往月来元正首祚大簇告辰
微陽始テ布罄無不宜和神養

素

一年徳神ニ掛鯛ヲ掛ルハ自出鯛ト
云詞ノ響也此掛鯛ヲ嗜ミ置テ六
月朔日ニ食ス復也俗ノ風ナリ其
所謂ヲ不知追テ考フヘシ六月朔
日牛頭天皇歿ヲ亡シ岐陣也
一 正月二日ノ水祝ハ上代ノ作法ニ
ハ非ス永祿ノ比ヨリ以来世ノ戲
トナルトイヘリ阿波ノ三好ノ家
臣ニ松永彈正カ姪ヲ我カ家ノ寵
臣へ妻トセシヨリ此戲ハ初ルト
イヘリ是ハ家臣へ遣スニハ足
ヲ洗フ意ナルニマ後ニ禮家ヨリ

其理ヲ附テ見ルトキハ水ヲ拭テ
火ヲ留ルノ祝ナリ其祝ノ式ハ手
桶十二鶴亀松竹ヲ盡ク婦人へ被
ル篋ニツ鬚篋ニシテ銀ニテダミ
中へ裏白紅葉ヲ入テ臺ニ据テ家
臣其嫁へ奉ル此鬚篋ヲ被ル夏ハ
身篋ルト云ノ祝ナルヘシ篋ノ所
々ニ鬚ヲ出スハ又ナリ

一年始ニ男子ノ翫フ弓矢ヲ破魔弓
矢ト云破魔トハ的ノ名ナリ漢エ
ニテ弓矢ノ起ル夏ハ黄帝ノ取初
テ弓矢ヲ作りテ蚩尤ト云逆臣ヲ
亡シ玉ヒ頭ヲ鞠ト名付眼ヲ的ト
名付テ意ヲ懲メ政トセリ然レハ
破魔ハ的ノ名ナリ此的ヲコロガ
ニテ射ル弓矢ナルユヘニ破魔弓
矢ト云又振々毬ヲ玉トテ木ニテ
圓ク挽キテ金銀ノ箔ニテ彩リ鶴
亀松竹ノ繪ヲ唇ク是ヲ毬ヲ玉ト
云夏ヲカツ木ヲ振々ト云テ鐘木
ノ如ク造リテ彩ル夏同前毬ヲ玉

或ハ女子ノ翫フ手鞠ノ類モ皆蚩
尤ガ頭ノ表相ニテ邪氣ヲ調伏ス
年始ニ是ヲ翫メハ國中ニ山夏ナ
シト又女子ノ羽子ノヲ撞ハ蜻蜒
ニ象ルナリ年始ニ是ヲツケバ其
夏蚊ニ喰レ又呪ヒトイヘリ漢上
ニテモ朝鬼子ヲ女子ノ遊トスト
イヘリ朝鬼子ハ木ノ實也日本ニ
ハ朝鬼子ヲ似セテ鳥ノ羽ヲ束子
テ羽子トス是ヲ撞板ヲ朝鬼板ト
羽子板ト云ナリ

一正月七日七種ノ若菜ヲ集テ粥ト
スルハ人ニ魂七魄ト云魂アリ
天ニテハ七星トアラハレ地ニテ
七草トナル此七草ヲ食スレハ其
年中春ノ気病夏ノ疫病秋ノ利病
冬ノ旺病如此ナ四季ノ病ニ犯サ
レ又ナリ今日ハ人日ナレハ五節
供ノ初トシテ若菜ノ節勺ヲナス
唐ノ太宗ノ家訓ニモ正月七日ニ
七種ヲ以テ羹トシテ先考先妃ヲ

祭テ後ニ食ハ四時ノ邪氣ヲ解除
ストアリ舊事記ニ云正月七日以
公卿野遊之七草ヲ而祭北斗ノ文
七神向祈万姓ノ之壽安後獻天皇
給諸王諸卿本朝ニテハ宇多帝ノ
御宇ニ今日ノ節會ヲ行ハルト公
夏根元ニモ見ヘタリ所謂七種ト
トハ苜蓿御形田平子佛座菘蘿蔔
ナリ御形本草綱目ニ菘鞠草又佛
耳草氏和名母子草田平子ハラン
ト云草也水邊ニアリテ苜蓿ノ如シ
佛座俗ニ土器氏座論氏云フ草也
菘ハ都ニテ水菜ト云田舎ニテ云
京菜也蘿蔔ハ大根也一説ニハ菘
ハ大麦也鈴代小麦氏イヘリ又此
日ヲ大内ニテハ白馬節會氏イヘ
リ河海抄ニ云ク光仁天皇室龜六
年正月七日ニ天皇御楊梅院安殿
設宴於五位已上進青キ御馬ヲ是
白馬ノ節會ノ之始也トイヘリ
一同十四日ニ削柙ヲ門戸ニ掛ル夏

陽氣ヲ呼ノ意也柙ハ青陽ヲ司リ
惡鬼ヲ彼フ木也灌頂經ニ云ク善
臺比丘山中ヲ過ルトキ竜競菟ル
トキ柙ノ枝ヲ以テ是ヲ拵忽ニ竜
驚キ去ルトイヘリ是ニヨリテ柙
ノ異名ヲ鬼竜怖木氏云ナリ宗源
カ荆楚歲時記ニ正月十四日ニ門
ヲ祭ルニ楊柳ノ枝ヲ取テ門ニ指
挾ニ枝ノ指ス処ニシタカヒ酒晡
及ヒ豆ノ粥ヲ祭ルトイヘリ又正
月六日ト十四日ノ夜ヲ年ノ夜ト
云モ明ノ日祝日ナルユヘナリ
一同十五日ヲユケ日ノ中ニテ祝
夏望月ナルユヘニ祝也説文ニ望
ハ對見ト訓三月滿テ日ニ望ハ夏
君臣對面ノ象ニ似タリ今日ハ月
ノ四滿ヲ祝タル日ナリ月輪ハ万
人ノ鏡トナルモノナリ三日月ノ
比ヨリ月ニ魂ヒ入テ次第ニ光リ
昇進シテ十五日滿ノ月ト光滿テ
十六日ヨリ光リ減ス古歌ニ

誰モ見ヨ満レハ頓テカク月ノ
十六夜ノ比ヤ人ノ世中
トイヘリ在リ月神ニ三ノ名アリ
一ニ月弓ノ尊ト言ス取ハ上弦下
弦ノ二夜ヲ司リマズ月夜見尊ト
申奉ル時ハ望月ノ比ノ田満シテ
光養モカユヘニ見ノ字ヲ入テ言
ス三ニ月讀尊晦日ノ月ノ名ナリ
闇中ニ日數ヲ筭ヘテ讀テ晦トシ
ル故ナリ今朝本式ハ柳ノ木ヲ削
テ其年ノ月數墨ヲ曳テ門ノ左右
ニ建ル夏陰気ヲ逐ノ心ナリ俗ニ
鬼歩木ト云ナリ
一此日年始ノ饒松竹注連繩等ヲ燒
テ爆竹ト云本朝何レノ御宇ヨリ
初ルト云夏未考或ル説ニ用明天
皇ノ比ヨリ初ル氏云ヒ又天長ノ
比ヨリ初ル氏イヘリ大内ニテハ
正月十八日ニ行ハルト也昔ハ宮
中ノ饒リ松竹御注連繩等眞言院
ノ法成就ノ池ノ邊ニテ燒タルト

ナリ是ヲ燒夏不祥蓋漢ノ武帝ノ
太乙ヲ祭ラル、昏時ヨリ夜明迄
ノ夏ナリ此例ヲ取カ又諸昏ヲ考
ニ除夜ト元日トスル夏ナリ天空
ニテモ上元^{正月}中元^{七月}下元^{十月}此
三元ニ僧徒集リテ燃テ燈シ佛舎
梨ヲ見ル夏アリ又東方朔カ神異
經ニハ西方ノ山中ニ山臊ト云入
アリ長一尺人^是ヲ見レハ寒熱ヲ
病山臊常ニ竹ヲ燒テ鳴音ニ恐ル
是ニヨリテ年始ニ竹火ヲ燒テ年
災ヲ拂氏イヘリ然ルニ是ヲ燒ク
取ニ東土マ左義長ト云テハヤミ
謠フ是ハ佛書ニ云説也漢明帝ノ
時ニ西天ヨリ佛經ヲ持參ス于時
丘岳童子儒佛ノ昏ヲ争ヒ勝劣不
分故ニ正月十五日ニ至リテ仙佛
ノ昏ヲ積テ燒テ勝劣ヲ見ントス
客人ノ昏ヲ左ニ置我國ノ昏ヲ右
ニ置テ一度ニ火ニテ燒必ニ仙昏
ハ燒テ佛昏ハ不燒ト是ニヨリテ

忽ニ出家スル者數千人トイヘリ
本朝ハ欽明天皇ノ御宇ニ百濟國
ヨリ始テ佛像及佛經奉ル夫ヨリ
本朝ニ西天ノ法弘マル然レハ此
夏夏ニ抛リテ爆竹ヲ燒取ノハマ
シ聲ニ東オヤ左義長ト云ト見ヘ
タリ佛法東漸トテ西天ヨリ唐朝
ヘ渡リ日本ヘ口口マル意也爆竹
ノ拵ヘ様薪ヲ杉形ニ積テ松竹ヲ
中ニ建校ニ末廣掛帶帶ヲ付廻テ
竹篋ニテ卷上ヨミノグミ藁ニテ
包四方ヘ注連ヲ曳テ飭リトス此
火ニテ餼ヲ燒テ食スレハ夏一切
ノ惡虫ニサ、レス此灰ヲ家ノ廻
リニ蒔ハ家内ヘ惡虫不入トノ世
語ナリ

一

正月十五日ノ小豆ノ粥異域ニモ
用エト見ヘ夕リ菟楚歲時記ニハ
正月十四日ニ豆ノ粥ヲ以テ門戸
ヲ祭ルト玉燭皇典ニ正月十五日ニ
膏粥ノ作りテ以テ門戸ヲ祠レハ

其年大ニ蚕ヲ得ルト本朝ハ宇多
天皇ノ御宇ヨリ初ル内膳ノ司ヨ
リ雜粥トテ七種ノ御粥ヲ奉ル米
粟黍菽苳子胡芦小豆也世俗ハ小
豆計ヲ用ル夏トセリ舊事紀ニ曰
十五日以舊年ニ穀初貢爲雜粥祭
月豊食大神與御食保大神及雜皇
産靈大神造火神等在天地而前以
司桑穀養國土也依之献天皇給諸
王諸御一説黃帝出丸ヲ亡シ玉フ
取魂化シテ天狗トナリ國中ヲ燒
亡ス是ヲ祭ントテ正月十四日ノ
亥ノ取ニ庭中ニ案ヲ立小豆粥ニ
テ天狗ヲ祭リ十五日ノ朝東ニ向
ヒテ食ヘハ火雞ナシトイヘリ日
域移徒ニ小豆粥ヲ用ルハ火雞ヲ
譬ル因縁ナルヘシ

一

正月十六日七月十六日俗ク呼ン
テマブイリト云フ宿下リノ誤リ
ナルヘシ齊魯ノ國ニハ正月十六
日人多リ寺勤ヘ出テ遊樂ス是ヲ

走百病ト云今日ハ佛者ノ云フ六
齊日ノ其一ツナレハ本朝ノ族モ
寺勸ヘ出ルト見ヘタリ
一 正月廿日ニ諸士具足ノ鏡饗ヲ祝
ハ神功皇后三韓退治シ玉ヒ日域
勝運ノ日ナルニヨリテ祝トナリ
然ルニ道キ比ハ美應七辰ノ年ヨ
リ十一日ノ御具足ノ祝初ル此日
女ノ鏡饗ヲ祝フモ廿日ト初願祝
ト訓同シキ故ナリ
一 俗年始一族ノ饗應ヲ節振廻ト云
夏異国ニテモ元日ヨリ晦日ニ至
ル迄鳥糞酒脯ヲ聚メテ飲食シ士
女舟ヲ浮ヘ水ニ臨テ宴樂ストイ
ヘリ是年始ナレハ俗詞ヲ重フシ
テ節ト云ト歳時記ニアリ
一 世俗ノ習ニ大歳ノ日掃除シタル
終ニテ正月三日迄座ヲ不帚人ア
リ其内ニ帚ケハ福神也ヘ出ルト
云習シタリ帚初ノニハ其年ノ得
方ヘ向テ帚ク族多シ其理未分明

准拠スレハ丑雜祖ノ天ノ部ニ云
閩中ノ俗ノ效ヒニ年首丑日ノ間
輦ヲ曳テ野地ヘ出テ不浄ヲ不嫌
ハ石トイヘハ執テ輦ニ積テ家ヘ
飯リ居座ニ敷テ室ヲ得ルト云テ
祝ストイヘリ此ノ例ヨリ是レハ
本朝ノ俗座ヲ帚サレモ同意ナレ
ニヤ
一 同古八日ノ禮本朝何レノ代ヨリ
初ル氏未開凡ソ月ノ初ニ朔ヲ告
ク中分ニ望ヲ告ケ終リニ晦ヲ告
ルハ人道ノ礼ナル故ニマ異朝ニ
モ毎月弦望晦朔ノ宴アリトカヤ
古今原始ニ地皇氏朔望ヲ立ツ此
日ヲ以テ一月トシ十二月ヲ以テ
一歳トセラル是朔望ヲ立ル始ト
イヘリ
一 二月八日十二月八日ヲ俗事蔡ト
云ニ竈ヲ出ス復神國ノ風也神代
ニ武甕槌命魔鬼制伏ノ日ナリ其
世ノ人神託ニヨリテ靉ニ矢ヲ入

テ神へ奉ル今ノ菟ハ古ノ鞠ノ表
示ニヤ

一 三月三日ノ節供ハ寒氣漸潜リ温
氣發ル節ナレハ人病崩ス桃花ヲ
酒中へ入草餅ヲ食スレハ病ヲ愈
シ顔色ヲ益トイヘリ凡テ此節供
ハ人情ヲ養ヒ内外ノ邪氣ヲ避テ
神糧スル意ナリ今日ノ節供ヲ上
巳トモ田水ノ宴ト云フハ昔周公
浴色ニテ流水ニ因テ汎酒故詩羽
觴隨波作り夕リ此ノ日三月三日
上ノ巳ノ日也故ニ上巳ト名付此
日河水ニ臨テ稜ヲナス事異國本
朝ニモ其ノ例多シ風俗通ニ云周
礼ニ女巫掌ル年時以稜除疾病禳
ハ潔色故於水上盥潔之也巳者社
也邪氣已ニ去テ而祈介社トナリ
是ヲ巳ノ日ノ稜ト云フ又鄭ノ因
ノ俗モ三月上ノ巳ノ日蘭ヲ水ノ
上ニ采テ不祥ヲ稜除スル夏詩經
ノ鄭風ニ見ヘ夕リ暮春沂ニ俗ク

スル夏論語ニモ出タレハ巳ノ日
ノ稜ト云ハ久シキ夏ニヤ本朝ハ
顯宗天皇二年丙寅三月上ノ巳ノ
日帝幸テ後苑始曲水ノ宴ヲ云云
一 旧事紀ニ云三月三日奉草餅於三
輪大神并奉八神殿及三神器而獻
天皇給諸王諸卿而賀季正節累敬
淳信トイヘリ菊楚歲時記ニ三月
三日麓翹草ノ汁ヲ取齍ニ合セ和
ス名付テ竜舌餅ト云フ是ヲ食ス
レハ壓時氣ト記セリ此切アルニ
ヨリ重三ノ陽ヲ尚ヒ陰ヲ押エル
祝日ニ用ルナラシ

一 三月三日女子ノ離遊ノ夏何レノ
比ヨリ初ルト云夏未詳昔三白鬘
明神近江ノ国湖水ノ邊ニ住ル女
ノ方へ通玉フニ其女懐妊ニテ五
百ノ卵ヲ生ス驚怖シテ桃ノ木ニ
テ舟ヲ造リ湖水へ流シ捨ルトキ
三年目ノ三月三日ニ五百人ノ童
子トナリテ其母ニ對面入テ時難

ノ雄屋ノ上ニ来リテ云ク昔レハ
是レ湖水ヲ司ル白鬘明神ナリ
百ノ子ハ予カ子ナリト云テ天ヘ
飛去ル母ハ竹生嶋ト天女ト現シ
五百人ノ子ハ五百童子ト現シ湖
水ヲ守護ノ神トナル是ニヨリテ
又雛ヲ一對持テ舟ニ乗レハ海川
ノ難ナシトイヘリ後代此例ヲ傳
ヘテ子孫繁昌ヲ祝テ雛祭ヲナス
又礼考本紀ニハ聖德太子ノ二歳
ノ春正月二日ニ男女ノ象ノ雛形
ヲナシテ男女ノ席ヲ分テ夫ニ
應スル調度ヲ置テ遊トシ玉ヒ是
レ太夫ノ遊トスルモノニアラス
トテ捨玉フトイヘリ又一説ニハ
一条院ノ御宇ニ紫式部初テ雛形
ヲ作り凡イヘリ今京雛ト云ハ是
ナリ大后等ノ衣服調度ヲ見效
セ男女ノ礼ヲ分テ宮仕ノ法ヲ女
子ニシラスヘキ爲ナルヘシ
一 三月三日ノ雛合ハ唐ノ玄宗ノ代

二 初ル我朝ハ朱雀院ノ御宇天慶
九年三月四日ニ初ルトイヘリ
一 四月朔日ヲ夏ノ更衣ト云フ十月
朔日ヲ冬ノ更衣ト云フ四月ハ純
陽ノ月ニテ天地熱ス然ルユヘニ
綿ヲ貫テ夏ノ衣ニ更ルナリ故ニ
今日ヲ四月朔日ト云也年中行事
ニ曰大内ニテハ掃部寮ヨリ夏ノ
御座ヲ設テ内藏ノ寮ヨリ夏ノ御
衣ヲ奉ルトアリ
一 五月五日端五ト云夏初ノ五日ト
謂ニ為也端ノ午ノ日ト云義ニハ
非ス端ハ初ナリ午ハ五ト通用ニ
古人用ヒラル此日ノ節供何レノ
御宇ヨリ始ルト云夏未詳日本記
ニ仁徳天皇辛亥夏五月詔而始テ
献菖蒲トアレハ今日ノ節供ノ初
ナルヘキカ石事紀ニ云端午ノ日
於神祇官祭糝於大已貴大神荒魂
半頭天皇奉天衆地類献天皇給群
臣造五色ノ饒以茅葉包之以此色

糸結之是ヲ飾テ粽ト云黃ノ粽ヲ
以テ心トシ青赤白黒ヲ端トス周
處カ風土記ニ謂ルハ菰葉ヲ以テ
稻米ヲ裹灰汁ヲ以テ煮テ粽トス
陰陽包裹シテ未分散ニカタトル
トナン五月ハ一陰生ス故ニ陰陽
包裹シテイマタ分散セズ今ノ俗
柏ノ葉ニ餛ヲ裹モ一理ナリ又一
説ニ異域ノ粽ハ屈原カ妻初テ作
ルト楚ノ屈平字ハ原楚ニ仕ヘテ
王族ノ三姓ヲ掌ル官ニ居ス是ヲ
三閭ノ大夫ト云也同列ノ上官ノ
大夫彼屈平カ能ヲ妬ミテ懷王ニ
讒シタルユヘニ江南へ謫セラレ
終ニ五月五日汨羅ノ江ニテ死ス
其灵魂毒竜トナリテ懷王ヲ怨ム
其蛇物身青ク首赤ニ菖蒲ニ似リ
トテ宮中ノ軒ニ差シ頭ニ菖蒲ヲ
纏ヒ根ヲ刻テ酒ニ入レ服シ玉ヘ
ハ蛇耻テ去ルト屈平カ妻夫ノ死
ヲカナシニ汨羅ノ江ニ往テ夜々

其ニ飯ヲ備フ或時屈平カ其妻ニ
告テ云ク汝志アリテ食ヲ與フト
イヘ凡池中ニ蛟竜アリテ中ニテ
奪ヒテ予ニ不與今ヨリ後志アラ
ハ飯ヲ菰ノ葉ニ包テ其上ヲ五色
ノ糸ニテ蛇形ニ卷池ニ入レヨ蛟
竜ノ恐ルモト告シヨリ粽ヲ
作り入ケレハ屈平カ其飯ヲ請ル
トイヘリ又漢武帝ノ收ニ長沙ノ
鷓回ト云者海濱ヲ通ルトキ屈原
カ其回ニ語ルヨリ端午ノ粽ヲ始
テ作り其ヲ祭ル凡ヘリ凡テ今
日ノ節句ハ身ノ外ヲ防ク養生ナ
リ夏ハ毒虫多シ菖蒲ト蓬ヲ以テ
軒ヲ簞モ毒虫ヲ家内ヘ入レサル
謀也或ハ蘭ノ煎湯ニテ沐浴スレ
ハ惡氣ヲ拂カ難ナシト標葉ヲ帶
ニ挾ハ蚊ヲ去トイヘル世語モ皆
惡虫ヲ去ルノ意也又今日大内ニ
テ藥玉ト云夏アリ司藥頭ヨリ百
草ノ花ヲ五色ノ糸ニテ結テ奉ル

是ヲカケレハ又壽ヲ増ニヨリ長
命ノ縷氏五色ノ縷氏云ナリ
一 端午ノ日都鄙氏ニ家々ニ祇旗ヲ
門前ニ出シ兵器ヲ飾ル夏ハ人皇
四十九代光仁天皇ノ御宇天應元
年五月ヨリ初ル此ノ御宇ニ異族
責來ル由問ニ弟ニノ皇子早良親
王ヲ大將軍トシテ山城ノ紀伊ノ
郡深草ノ里藤森ノ社ニテ弊揃ア
リテ出陳ニ玉フ夏五月廿日ナリ
然ルニ異族神風ニ吹レケルニマ
過半破船ニテ已カ國ハ引退クト
西國ヨリ注進ス則勝運ノ日ナレ
ハトテ夫レヨリ以来端午ノ日ハ
此社ノ祭ニ甲冑ヲ帶ニ旗ヲ指テ
競馬アリ是ヨリ以来都鄙端午ノ
日家々ニ家紋ヲ附タル紙旗或其
子ヲ祝シ仙人鶴亀松竹等ヲ登キ
タル紙旗ヲ建ル夏トヒリ藤森ノ
社ハ延喜式ニイヘル真幅寸ノ神
社也鴨ノ別雷神ノ別ナリ其後三

一 六月朔日ニ氷室ノ氷ヲ奉ル夏ハ
人皇十七代仁徳天皇六十二年ノ
五月ニ額田大中房ノ皇子根津國
武庫郡關鷄野山中ニテ關鷄野懸
至大山至ト云者ヨリ氷室ノ中ニ
置タル氷ヲ得玉ヒテ天皇ニ獻セ
ラル夏六月朔日ナリ天皇問召玉
ヒ是極熱ノ良藥ナリトテ諸臣ニ
モ賜フトイヘリ是ヨリ以来雪降
ル國々氷室ヲ置セ玉ヒテ季夏ノ
朔日氷ヲ奉ル夏トナレリ異國ニ
モ氷室ト云夏アルニマ周礼ノ凌
人職ト云ハ氷室ヲ司ル職ナリト
今俗今日氷饅ヲ食スルハ氷ノ表

一 六月朔日ニ氷室ノ氷ヲ奉ル夏ハ
人皇十七代仁徳天皇六十二年ノ
五月ニ額田大中房ノ皇子根津國
武庫郡關鷄野山中ニテ關鷄野懸
至大山至ト云者ヨリ氷室ノ中ニ
置タル氷ヲ得玉ヒテ天皇ニ獻セ
ラル夏六月朔日ナリ天皇問召玉
ヒ是極熱ノ良藥ナリトテ諸臣ニ
モ賜フトイヘリ是ヨリ以来雪降
ル國々氷室ヲ置セ玉ヒテ季夏ノ
朔日氷ヲ奉ル夏トナレリ異國ニ
モ氷室ト云夏アルニマ周礼ノ凌
人職ト云ハ氷室ヲ司ル職ナリト
今俗今日氷饅ヲ食スルハ氷ノ表

示十ラシ

一 六月十六日嘉祥祝ノ復公家方ニ
テ今日ヲ月見ノ祝ト申サレテ今
ニ至テ祝日ナリ此ノ祝ヒ何レノ
御宇ヨリ初ルト云ニ人皇五十四
代仁明天皇ノ御宇養和十五年丑
月ニ自太宰府獻白龜群臣抗表賀
白龜瑞於是帝詔曰近自太宰府獻
白龜公卿上表曰孝經援神契曰ク
王者德澤洽則神龜來孝道行則地
龜出ト下畧故ニ改養和今月爲嘉
祥元年十六日ヲ祝ハセ玉フ復ハ
賀茂ノ御社ニ仰セテ御板ナシテ
サセ玉フニ六月十日余六日吉日
成ル由御トノ人考申スニヨリテ
六月十六日ヲ嘉祥ノ祝ト定メ玉
フトリ三方ニ栗粉糜斗饅頭餅ヲ
盛テ諸臣ニ賜フト其外禁裏ノ御
田作ル農民モ肉ニ参リテ其人々
ノ好ノ物ヲ賜フ復アリ是ヲ嘉祥
喰ト申ストカヤ武家ノ御所ニト

嘉祥ヲ祝ハセラル復東鑑等ニモ
不見ヘ然ルニ足利義満公室町ノ
御所ニテ六月十六日納涼ノ取諸
士ニ命ニテ楊弓ヲ射サシノ負ノ
方ヨリハ宋ノ世ニテ鑄タル嘉定
通寶ノ錢ヲ日次十六日准シ十六
日錢出サセ勝ノ方ハハ禄ヲ賜ハ
リ歳レ五七仕候ノ面々ニ珍菓ヲ
賜ヒタルト謂復アリ夫レヨリ久
シク嘉祥ノ祝武家ノ御所ニテ其
沙汰断絶セリ然ルニ如何ナル御
嘉瑞アルニヤ東君ノ御所ニテ再
行シ玉フ復宸目出度復ナルヘシ
一 六月晦日ヲ水無月板氏名越後氏
云閏月アルハ後ノ晦日ヲ用エト
令義解ニ見ヘタリ治養四年建久
八年建保六年皆閏月ニ行ハル水
邊ニ臨テ川中ニ立串刺トテ丑色
ノ幣ヲ立智劔草ニテ輪ヲ拵ユル
ハ天ニ象リテ因ニ大ルナリ麻ヲ
以テ人形ヲ作りテ身ヲ撫テ川ヘ

流不是ヲ撫物ト云昔ハ神官御手
洗會テ恙ク被スルナリ今日ヲ名
越被ト云夏ハ夏ノ名ヲ越テ秋ハ
至ルノ意也夏ハ火カ旺分也秋ハ
金カ旺分也火ト金ハ尅スニヨリ
テ夏ノ火ノ名ヲ被越ルナリ六月
ト十二月ニ度アリ六月ノ被ヲ名
越ト云ヒ十二月ノ被ヲ大被ト云
フ百官悉ク朱雀門ニテ大被ヲナ
スト公更根元ニモ見ヘタリ白鳳
年中始ルトイヘリ舊事紀ニ云六
月晦日天皇命忌部臣ト部連ニ行
越難被除這月ハ且之當去來諾尊
來自黃泉除難而至於被除場之月
ニ也故神代已來行被解天皇至龍
田河瀬與諸王諸卿行之名越被ヲ
スル取此哥ヲ唱フヘシトイヘリ
思フ夏ニナツキ子トテ麻ノ葉ヲ
切握テモ被スルカナ
六月ノ名越ノ被スル人ハ
千歳ノ命延ト社キケ

ト唱ヘテ被スル也

一七月七日ノ節句ヲ七夕ト云夏夜
分ニ庭中紫ヲ建テ牽牛織女ノ二
星ヲ祭ルカ故ニ七夕ト名付今夜
ノ祭ノ名ヲ乞巧尊ト云歲時記ニ
云ク唐ノ婦人未夕子ヲ不産ハ七
七夕ノ願ニ蠟ヲ以テ小兒ノ形ヲ
作り盤ノ中ニ水ヲ入テ其小兒ノ
形ヲ漬テ星ニ向テ我子化生セヨ
ト星ニ祈ヲカケ或ハ種々ノ糸ヲ
結テ七耳計ニ貫キ金匱石ヲ針ニ
作りテ星ニ祭リ女職ヲ祈ルトイ
ヘリ心ニ思フ一更ヲ祈ルニ必ス
三年ノ内ニ叶フニヨリ祭ノ名ヲ
乞巧ト云也舊事紀ニ云七月七日
祭織機神又有牽牛ノ神二十八神
ノ之隨一也此ノ二神司人間夫婦
之道ヲ執中以織女爲今日ノ節會
名ト以慎專在於房也此月天氣三
陽地氣三陰ナリ天氣ハ則昇リ地
氣ハ則降而失陰陽和合德故爲凶

月人間ノ諸函以テ之爲本如今祭
之ヲ所以テ隨ハ陽ニ隨慎内修表
而轉凶成吉方也 是習フ天神成此
教而陰神以テ諸於陽神天象又
其ノ祭ノ供以索麵是表絲織象並
以犂麵是表鋤耕象也其織女ノ神
勞機杼機是造綰器也 是所以女業
在紡績而調衣服也 其牽牛ノ神ハ
勞犂牛牛ハ是レ農耕獸也 所以テ
男ノ業ハ在農耕而調食食也 紡績
是内業ナリ 農耕是外業也 人綸ハ
内外業調而家國調而天下泰ナリ
故祭其供而隨神勸人依以上リ於
天皇下諸公卿並調半呂半律以テ
賀秋徳トイヘリ 禁中ニテ乞功セ
ラルハ 清涼殿ノ坪ニテ六尺ノ机
ヲ四足ニシテ祭ノ具ヲ置テ燃ヲ
九本燃シ其外管弦ノ具御鏡十ト
モ置テ掌侍ハ香ヲ炷テ梶ノ葉ニ
七耳ノ針ニ五色ノ糸ヲ附テ貫キ
星ニ午向ラル是ヲ願ノ糸ト云亥

ノ一點ヨリ寅ノ四點ニ祭リ終ル
トイヘリ 我朝ハ孝謙天皇ノ御宇
ヨリ乞功尊初ルトイヘリ 白帷子
ヲ着スハ表著ヲ星ニ奉リ下暑計
ニナリタル姿ナリ然ハ此百事記
ノ説ニ隨フ取ハ素麩麦ノ餅ハ織
機牽牛ノ糸ト鋤ニ表ニタルモノ
也又十節記ノ説ハ昔高辛氏ト云
人ノ子ニ一足玉トテ足一本アル
子アリ七月七日ニ釜中ニ入テト
死ス其冥身不淨ノ人ニ瘡ヲ令病
一足子ノ存日ニ麦餅ヲ好ム是ニ
ヨリテ此日麦ヲ以テ是ヲ祭リ是
ヲ喰ヘハ瘡ヲ不病トイヘリ
一 中元盂蘭盆祭ノ夏此國ニテハ齊
明天皇三年ノ秋七月十五日ニ飛
鳥寺ニテ祭ラル聖武帝天平五年
七月ヨリ都鄙上下押並テ祭ル大
内ニテハ祭ノ具ヲ大膳職ヨリ奉
ルト又燈籠ハ後堀河院寛喜ノ前
後ニ始ル由定家ノ名月記ニ見ヘ

タリ唐ニモ宋ノ始中元下元ニ
燃ス夏上元ノ如ク成レカ凡淨和
ノ間ニ至テ止ラルトイヘリ孟蘭
盆トハ天上ノ諸ナリ百味ノ菓ヲ
盆中ニ盛テ供養スルノ名也此取
初ハ佛弟子目連ノ母死テ餓鬼中
ニ生大目連天眼通ヲ開キ見ルニ
餓鬼中ニアリ飯ヲ鉢ニ盛テ往テ
其母ニ與フトイヘ凡敢テ口ニ不
入飯化シテ火トナリ遂ニ喰フ夏
得ス蓮火ニ怒テ佛ニ告ス佛ノ言
ク汝カ母罪重シ汝一人ノ力ニテ
如何トシテ救ヘキ衆僧ヲ集テ七
月十五日ニ供養セハ苦ヲ道レン
ト説キ玉フヨリ禪定意ヲ行ケレ
ハ蓮母成佛セシト故ニ後代ノ人
受継孟蘭盆會ヲナストイヘリ嵐
尾草ヲ以テ水ヲ祭ルハ餓鬼ハ水
ヲ好ムニヨリ喉ノ乾キヲ止ルノ
意ナリ蓮ノ葉ニ飯ヲ包夏モ目連
飯ヲ鉢ニ盛テ餓鬼ヲ供養スルヲ

表ニタルナルヘシ

一 十五日ニ俗刺躰ヲ食ス夏其所謂
未詳一書ニ伊弉諾伊弉册ノ二神
久月望日海濱ヲ過玉フ取躰奠ニ
ツ蒼海ノ上ヘ躍出テ交通セシヲ
見玉ヒシヨリ男女ノ歡合初リ日
神月神速素盞烏哇子ヲ産セ玉フ
トイヘリ此ノ例ニヨリテ後世今
日夫婦相連ノ初ル日ナルニヨリ
子孫繁昌ノ祝義ニ躰奠ヲ喰トイ
ヘリ蓮ノ葉ニテ包ハ蒼海ノ色ヲ
表スナルヘシ

一 八月朔日ハ秋禰ト云民大ニ祝フ
日ナリ禰ハ田ヲ祭ル名也庶人ハ
乾ニ向ヒ天ヲ拜シ坤ニ向テ地ヲ
拜ス秋ノ田穀ノ秀ル夏ヲ祝フ日
ナリ故ニ田面ノ朔日ト云日本ノ
ハ朔ハ後深草院建長ノ比云ヒ
又ハ嵯峨院ニ初ル比イヘリ説區
カナレ比建長ノ比ナルヘシ田ノ
ミトテ米ヲ折敷ト云ナトニ入テ

送ケルトイヘリ八月ハ仲秋ニテ
大君ヨリ賜フ田穀熟ク月ナレハ
君臣別而祝也又神道ノ傳ニハ正
月ヨリ七月迄ノ七ヶ月ニハ天神
七代ノ神ヲ配合シテ祭り八月ヨ
リ十二月迄ノ五ヶ月ハ地神五代
ノ神ヲ配當シテ祭ル也今日ハ天
照太神ノ九月ナレハ人々白帷子
ヲ着スニマ又吳越ノ国ニハ八月
朔日大風雨スルナリ是ハ吳王ノ
臣伍子胥カ死シタル日ナルニヨ
リテ也又漢ノ世ニ官人后ニ通シ
テ八月朔日ニ罪セラル其具赤口
白石ノ蛇トナリテ口ヨリ煙吹出
シ宮中ヲ燒后此ノ呪ヲ唱ヘテ火
ヲ鎮トイヘリ其呪ニ云ク八月朔
日天中節赤口白石隨隊滅ト如此
唱ヘラレケレハ忽火鎮ト此例ヲ
請テ後代七月晦日ニ生氣ノ方ノ
木ヲ切テ炭ニテ昏テ門ニ押セハ
火難盜瘡口舌ヲ除トイヘリ

一 八月十五日ノ月ヲ既夏唐ニテハ
李唐ノ世ヨリ見初トイヘリ唐ニ
モ今宵月餅トテ色々ニ形ヲシテ
他人ヘモ送ルト月令廣義ニアリ
本朝ニモ月團子トテ團子トテ里
芋ヲ食ス今夜ハ蕪宿ニ當ル蕪ハ
西方ノ宿ナリ秋ハ月サヘテ曇ナ
キ夏余月ニ増タリ是ニヨリ往昔
ヨリ賞スナリ八月ノ定宿角宿也
角宿ヲ朔ニ當テ二日允宿三日戌
宿四日房宿五日心宿六日尾宿七
日箕宿八日斗宿九日女宿十日虛
宿十一日危宿十二日室宿十三日
壁宿十四日奎宿十五日婁宿ト如
此ニ是ヲ繰ナリ宣命曆ノ法也
一 九月九日ヲ重陽ト云夏風土記ニ
云律ハ舞射ヲ當リ日ト月再ニテ
老陽ノ數ニ應スル故也是ニヨリ
テ重陽ノ名アリ此國ニテハ文德
天皇ノ御宇ニ初ル菊酒ヲ奉リ典
藥頭某萸ノ袋ヲ奉ルトイヘリ今

日茱萸ヲ赤キ袋ニ入テ臂ニ懸菊
酒ヲ飲ハ初寒ヲ防キ悪ヲ除ナリ
此雜俎ニ云昔汝南ノ桓景ト云人
貴長房ト云仙人ニ隨テ仙術ヲ習
フ或時貴長房ノ曰九月九日汝カ
家ニ火災アルヘシ速ニ家ヲ去テ
高キニ登リテ菊花ヲ酒ニ入レ吞
茱萸ヲアカキ袋ニ入テ臂ニ掛テ
難ヲ防ヘシト其詞隨テ山ニ登リ
夕ヘニ飯ヲ見ルニ家ニ止ル雜犬
猪羊皆死スト貴長房カ云後代ニ
モ如此セヨト云教ニヨリテ此日
茱萸ヲ掛テ菊酒ヲ吞夏トナレリ
林廣記ノ後集ニ云ク仙俗ニ云茱
萸爲辟邪翁菊花爲延壽客假此ニ
物以消陽九厄トイヘリ一説ニハ
魏文帝ノ敗ニ彭祖ト云仙人巖懸
山ノ菊花ヲ折テ帝ヘ捧テ菊酒ヲ
進ノケレハ短壽ナリシ人君ノ室
祚七十有余保玉フト云百夏アリ
又菊水延命ト云夏ハ南陽縣ト云

ニ白菊アリ其処ニシマコクト云
谷アリ彼谷ヨリ流ル、水ハ甚耳
シ山ノ上ニ菊アリ谷ノ内ニアル
人三十家余ノ人井モ不竭シテ山
ノ頂ヲ仰テ水ヲ吞ニ壽皆仙人ノ
如シト此百夏ヨリ俗菊水延命ト
云也又今夜菊ニ綿ヲキセル夏ア
リ是レ霜ヲイトヒテ也凡クシテ
常ノ綿帽子ノ如シ是ヲ菊ノ着セ
綿ト云此ノ綿ヲ小兒ノ衣服ニ入
テ着スレハ壽ヲ延トイヘリ以上
是迎ヲ丑節供ト云也草木子ニ云
古人ノ節供ヲ立ラレ夏柳有義如
九旦灘重三三明重五晴七夕重陽皆
以奇陽立節供偶月則否此亦扶陽
押陰之義也

一
九月十三夜ノ月見是ニ婁宿ニ當
ル九月ノ定宿也宿ヲ朔ニ
當テ配當スレハ十三日婁宿ナリ
易ニ云ク月望ニ近シ亦天道ハ滿
ルヲカク義ヲ取テ此日ヲ月見ニ

用ユナルヘシ中右記ニ云保延元
年九月十三夜今宵雲洋ク月明也
是寛平法皇明月無双之由被仰出
云云仍我朝以九月十三日為明月
之夜此說寄ル則醍醐天皇ノ御宇
ヨリ始ルナラシ一説ニ菅丞筑紫
ヘ左遷ノ敗於太宰府詠異朝ハ大
明ノ世ヨリ今宵ノ月ヲ詠トイヘ
リ
一 亥子ヲ祝夏亥ハ能ク子ヲ生ス十
二月ノ年ハ二十三月ノ夜ハ十
三生ス依之婦人第一祝之紫ノ服
ヲ着スハ猪ノ肥衣ノ色ヲカタト
ルナルヘシ少キ印杵ヲ調ヘ菊紅
葉ヲ舂キテ其中ヘ餛ヲ入テ夫婦
相共ニ杵ニテ突夏モ子ヲ生セン
為也異朝ハ周ノ灵王ノ敗亥子ノ
祝ハ初メラルトイヘリ灵王ニ三
子ノ宮女アリ皇子一人モナシ或
時相人ヲ召テ太子降誕ノ夏ヲ白
ハセ玉フニ亥ノ月亥ノ日亥ノ夜

祝ヒ祭ラセ玉ハ、皇子誕生アラ
ント葵ス夫レヨリ亥ヲ祭リ玉ヘ
ハ皇子誕生アル下イヘリ惣シテ
亥ノ月ニ万物氣ヲ受テ寅ノ月ニ
生午ノ月ニ旺シテ戌ノ月ニ伏ス
ト云夏天地ノ常也然レハ亥ノ月
亥ノ日亥ノ夜ヲ祭ラハ子モ生シ
万物ニ幸アルヘシ舊事紀ニ云日
精富主姫大神幸十有丑等ノ富司
童神四月初ノ巳日奉降陽氣ヲ行
田穀畠ノ穀園桑山ノ金郷ノ民内
宮十月上ノ亥ノ日ニ日宮ニ飯ル
故ニ造五色ノ餛子奉上太陽灵大
神是レ来年陽氣ヲ受シ者ノ祭也
本草綱目ニ云亥月亥ノ日亥ノ夜
ニ丑色ノ餛ヲ喰ハ人ヲシテ病ナ
シトアレハ異域ニモ丑色ノ餛ヲ
用ル夏是ニテ知ルヘシ正中曆ニ
云亥ノ日七色ノ餛ヲ作ル所謂小
豆豆ノ粉角豆胡麻栗ノ粉杵ノ粉
白粉ナリ此国ニテ亥ヲ祝フコト

日本紀ニ崇峻天皇五年十月四日
ニ有猷山楮太子傳曆上ニ云ク冬
十月有入猷山楮別要抄ニ云山ノ
楮ヲ亥子ト讀付夕リ一義ニ十月
上ノ亥ノ日ニ用ル亥ノ子既ノ夏
ナリトイヘリ爰ヲ以テ見レハ昔
ハ直ニ山ノ楮ヲ用レケルカ此御
宇ニ亥ノ子初ルト云又文德天皇
ノ御宇ニ始ルトイヘリ崇峻天皇
ハ文德ヨリ以前ナリ
一冬至賀江家次第ニ云ク冬至ノ宴
會ハ聖武帝神龜貳年十一月巳ノ
日天皇大安殿ニ出御在シテ冬至
ノ賀辭ヲ受玉フト云云朔旦冬至
ノ宴會ハ桓武帝延曆三年十一月
戊戌ノ朔慶賀ヲ行ヒ田租ヲ免サ
ルト云々是冬至ノ賀始テ國史ニ
一十一月十五日ヲ世ニ專ラ吉日ト
シテ九服髮置袴著等ニ用ル夏鬼
宿日也廿八宿ノ中ニテ鬼宿ハ勝
レテ吉鬼也十一月ノ月ノ定宿斗

宿ナリ斗宿ヲ朔日ニ當テ配當ス
レハ十五日鬼宿也是ハ宣命曆ト
テ申比廿八宿ノ中ノ斗宿ヲ除テ
残ル廿七宿ヲ十二ハ一宿宛盛附
ニシテ其月ノ宿ヲ朔ニ當テ繰タ
ル習ナリ八月十五日九月十三日
ノ婁ニ當ルモ此定宿ノ繰様ノ習
ナリ然ルニ近比貞享年中曆アラ
タマリテ斗宿ヲ入テ曆ヲ建月ノ
宿ト日ノ宿ト其月ニ異也依之十
一月十五日鬼宿ニ當ル夏布ナリ
然レ氏世以今モ祝義ノ夏ニ用ル
ハ是宣命曆ノ石法ニ隨フ習ヒ也
一十二月朔日ニ俗川ヒタリトテ既
ヲ食ス夏異國ニ高守氏ト云フ人
ノ子七歳ニテ十二月朔日ニ川ニ
テ死ス其哭川ニアリテ其川ヲ往
来スル人必難アリ彼力在日ニ既
ヲ喰テ余ノ食ヲ不喰此故ニ波カ
亡日ニ此川ニ往テ既ヲ祭リケレ
ハ其具納受シケルニマ其後ハ此

川ヲ渡ルニコキ行舟恙ナカリシ
トナリ是ニヨリテ俗川ニタリト
イウ

一 煤拂ノ夏年中ノ不浄ヲ拂テ新年
ノ気ヲ迎ヘル意ナルヘシ此国ニ
テ陽成院ノ御宇ニ始ルトイヘリ
此日戲テ俗新勅ノ人或ハ加恩ヲ
賜フ人或ハ督姻ヲナス人ヲ人々
寄合午足ヲ取テ居敷ヲ突夏アリ
俗ニ是ヲ胴ヲ拳ルト云フ此戲如
何ナルヘリト云ニ皆以テ居敷ヲ
テ居サスル祝ナリ

一 節分ノ夜煎豆ヲ家内ヘ歩鷄ノ尾
ヲ串ニ刺ス国処ニ寄テ夕ラノ木
ヲ割テ刺モアリソレニ楮ノ枝又
ハ於ノ木ヲ割テ門戸ニ刺テ鬼ハ
外ヘ福ハ内ヘト謂夏如何ト云ニ
節分ノ夜切ニ十二月ノ分ハ尽テ
翌日ヨリ立春正月ノ節ナレハ青
陽ノ気ヲ呼テ冬ノ陰気ヲ逐ノ意
ナリトイヘリ鬼ト云ハ冬ノ陰気

ナリ福ト云ハ立春ノ陽気也豆ヲ
煎ルヲ以テ陽トシ鷄ハ春ノ気ニ
應スル鳥ナレハ陽気ヲ呼意ナラ
ニ楮ヲ刺モ葉ノナノラカニシテ
葉ノ義キハ陽木ナレハ陽ヲ呼ナ
ルヘシ又於ノ如キ葉ノスルトナ
ル物ハ陰木ナレハ陰気ヲ逐ノ意
ナルヘシ此夏何レノ御宇ヨリ始
ルト云ニ續日本紀ニ父武天皇慶
雲三年ニ天下諸国大疫シ百姓多
ク死ス始テ土牛ヲ作りテ大働ス
トアレハ是レ節分ノ始ナラシ又
ノ説ニハ宇多天皇ノ御宇鞍馬ノ
僧正カ谷イハ穴ニ魔鬼ナリ毘舍
門ノ昔ニヨリテ彼岩穴ヲ封シ五
石三斗ノ煎豆ヲ禁中ニテ始テ步
ヒラルト是ニヨリテ諸国煎豆亦
夏始ルトイヘリ異国ニモ土牛ヲ
出ス夏アリト見ヘタリ禮記ノ月
令ニ云ク土牛ヲ出シテ農耕ノ早
晚ヲ示ストアレハ周ノ時ヨリ始

ルニヤ十二月ノ辰セニ建スセハ
牛也寒將ニ極ントス故ニ其物ヲ
出シテ形像トシ送達スル夏ヲ示
シ且陽ヲ昇スト十ニ又驅讎ハ禮
緝ニ高陽氏ニ三子アリ生レテ則
亡フ後ニハ疫鬼トナル一ハ江水
ノ中ニ居流ヲ人ニ致シ一ハ宮室
區隅中ニ居テ能ク小兒ヲ驚ス爰
ヲ以テ年ノ十二月祀官ニ命シ讎
シテ以テ疫鬼ヲ驅トイヘリ按ス
ルニ周礼ニ大饗アリ漢儀ニ假子
ノ夏アリ是ヲ以テ見レハ元黃帝
ニ始ルトイヘトモ大抵ハ周ヨリ
起レリ

一節分ノ夜ニ鰯鯽ナトノ尾ヲ門戸
ヘ刺ハ蕨民將來ノ蕨ノ字ヲ表ス
トイヘリサレハ蕨民將惣々如律
令ト云フ神符ヲ唱フレハ死シタ
ル民モ蕨生スト云夏陰陽家ノ説
ナリ昔旅人^{連素蓋鳥}雪道ニ踏迷ヒ
テ或家ニ宿ス至シ蕨民將來ノ情アリ

テ雪中逗留シ天ニ晴雪降ラサレ
ハ暇ヲ請テ出ル收主煎豆ヲ雪道
ノ藥トテ與フ容悦テ云ク予ハ諸
ノ疫神ノ司也我眷屬四方ニ分散
シテ人々疫氣ヲ病セントスル也
ニ天帝^{天照大神}雪ヲ降ラスレハ眷
屬通テ失フ雪降ルユヘニ程ナク
冬ノ季云テ春ニ至ル來年ノ節分
ニハ豆ヲ煎家内ヘ布セラルヘシ
豆布家ハ主ノ一族ト思テ疫鬼ヲ
病セマシ天下大疫ノ收汝ノ子孫
タル人ハ蕨民將來カ子孫ノ家也
ト神符ヲ掛ラルヘシ疫氣家内ニ
入ヘカラスト約束シテ出タリト
イヘリ此因縁ニヨリテ節分ニ豆
ヲ布魚ノ尾ヲ門戸ニ刺ト云フ一
説モアリ旅人ハ天竺ニテ牛頭天
王氏祇園天王氏云大唐ニテハ武
塔天神ト云日本ニテ素蓋鳥尊ト
申ナリ

一節分ノ夜世俗換ノ札ヲ祝ノ中ヘ

敷テ夢ヲ模ニ喰ハスルト云人有
模ハ夢ヲ喰フモノニ非ス蜀ノ國
ニ多キ獸也模ノ惣躰ハ熊ニ似テ
象鼻犀目牛尾虎足也其獸ヲ殺シ
テ皮ニ履レハ湿ヲ去ル形ヲ益キ
壁押ハ邪氣ヲ去ルトイヘリ是ニ
ヨリ枕ニ付ル世ノ人ノ夢ハ皆丑
臟ノ虚ヨリ見レハ邪虚ヲ去ルノ
心ニ常ニモ模ノ枕ト云夏アリ續
漢昏ニ追儼ノ取ニ伯奇ト云フ神
喰夢ヲトハアリ模夢ヲ食スニハ
非ス

蹴鞠要法 乾

用明天皇ノ御宇ニ初ル申拾遺納言
譜ニ見ヘテ古今著聞集ニ云蹴
鞠ノ逸具ハ前庭ノ壯觀ナリ文武
帝大室九ニ此夏ヲ始ラレイヘリ
右ニ記セル如クニ説アリ枕ト云
用明帝ノ御宇ニ初ルト云ヲ以テ
是トスヘシ如何トナレハ日本記ニ皇極
帝ノ御宇中大兄中臣鎌子ナト
法真寺ノ槻樹ノ下ニテホ蹴鞠夏ミ
ヘシカ是ヲ以テ見レハ文武帝ヨリ
以前ニ既ニ此夏アレハナリ
一蹴鞠系ノ常ニ不安トハ是ニ過
夏アルヘカラス定足ハ初心ニ飯ルヘシ長
ル心持ハ宜キ夏アルヘカラス必附ニ隨テ
大功ト思フヘシ容易思作而案ノ
外ニ心得ハ必ク皆毎ニ鞠アマルヘシ
定足ノ嗜少モ油断アルヘカラス鞠
ヲ忘レテ枕ヲ思フヘシ足踏ナト
モ余リ人目ニ立テカド々敷ハ不宜

唯何トククニカナルヲ本トスヘシ

一 初心ノ心持上定ト裏表ト心得ヘシ蹴鞠

人教蹴鞠年ニテモ儀ハ人ヲ目ノ下ニ見

テ心ヲ如何ニモユルヤカニ持テ庭ニ立ヘシ

相手其外ヲ高上ニ思ナシテ蹴儀番

アマリ地立ユルヤカナラス鞠ア元ヘシ心ヲ

廣ク持庭ヲハ扱クト心得ヘシ定足モ

初心モ此兩条アキラムヘシ

一 立様ノ夏前ヨリ見レハ及冬様ニ後ヨ

リ見レハ夕ホヤカニ身形ヲ立ヘシ反テ

立バ鞠ニ逢夏遠キトテ嫌ウワフ

キタルハ鞠能當レ氏身形ユシカラ

ストテ嫌儀唯直ニ女腰ヲ据立ヘシ

沓ヲ出ス夏強ク弱クト心得ヘシ唯

一 筋ニアテガヒ儀ハ常ニ鞠アマルヘシ

緩カナルヲ本トスヘシ

一 鞠ヲ見ル夏仰カズウツムカスユカヌ

驚カス魚ニテ見ヘカラス目ニテ

見ヘシ魚ニテ見儀ハ斬ノホコリホノ

葉ナトモ目ニスヘシ是其日ノ矢タルヘシ

仰キテ見レハ見ヲロサズ間魚持テマカナ

ラスシテ身形立様近ノ障ト成ル定足モ

初心人モ且夕ニ心掛ヘシ

一 天地ノ形ト云夏天トハ曲トハ地トハ地立ノ夏ニ

地鞠ヨロシク曲ニウツキヲ地ノ蹴手トイ

ヘリ亦地鞠シカウトセ子氏曲賢キヲ天

ノ蹴手トイヘリ地曲氏ニ相遠ノナキヲ

天地和合ノ蹴手ト云

一 沓ハ目ニアリト云夏鞠筋ヲ見テ沓ヲ

置テ沓ハ目ニ有ト云亦目ハ沓ニア

リト云ハ沓ノ上ヨリ目付処ヲ知止是

ヲ目ハ沓ニアリト云口傳ニ此兩条ハ安

カラサル間万夏ハ口傳ニテ目ハ天ト云

沓ヲハ地トイヘリ沓賢シト云トモ

目ヲソニシテ叶ヘカラス又早く目付

ルモ沓ノ上絶々シクテハ叶ヘカラス目

ト沓ト相合スルヲ天地和合ト云定

足モ殊初心モ是ヲ專トスヘシ

一 鏡ノ鞠ト云夏鏡ニ問テ形ヲ見ル如

シ鞠ニテ我形ヲ見ル之鞠向ヘ切レ儀

ハ立様反タルツト心得腰ヲ据テ立ヘシ
一鞠アルイハ胸或ハ白ナトニ當リタラ
ハ立ウツブキタルト思テ身持ヲ持
替テ少及タル心ニ立ヘシ

一鞠左へ切ハ下足ノ尻先左へ向ツト心得
へシ然ラスハ脊ノ内角ニアタルソト思
へシ右へ切ハ下足ノ尻サキ必ス右へ向ト心
得へシサナクハ脊ノ外角ニ當ルト思テ
へシ左右トモニ此心撰アラハ鞠如何ニ
アマルヘキヤ此兩条ニ不_レ過ナリ

一身ニ近ク直ニ思ヒ其立様身ヲ忌ルヘ
カラスカ悪キ夏ヲソノキ能夏用止夏
初心モ定足モ心撰テ誓古アルヘシ是
等ニスキタル誓古アルヘカラス安マ_レ免
スヘカラス甲斐シク嗜モ無シテ悪キ
カクギ身形ニ定儀ハシハ後近ノ誓
右ノ障ニナルヘシ

一三段ノ結目ト云夏上ノ結目トハ髪
ヲ結夏中結目トハ括ヲ結夏髪
ヲ結テ結テハ必_レ只曲アルヘシ惣シテ鞠

ハ烏帽子ノ代_ニサカホリニ髪ヲ結テ
蹴ル夏イカ_ニ本結ヲ緩々ト折テ結ヘ
キナリ髪ノ根ヲ結テ不_レ叶ナリ

一上下著ル夏先下著ヲイカモ緩ヤ
カニ前後ト後腰ニテ能程ニメテ結
へシ帯ヲ結テハ必_レ腰折テウツブク
へシ帯ニ鞠貞ニ當_レヘシ上下ノ大夏是
ナリ

一_{下ノ}結目括結へシツテ結テハ鞠左
右へ切ルナリ解ル夏タニナクハ緩々ト
結へシ三段氏ニ詰リテハ色々ノ曲ニア
リテ見苦シカルヘシ三段和合ト云ヘシ
秘スヘシ

一ツバサミ取夏初心専ラ之袴長儀
足踏正シカルヘシ帯マツマツク夏有
へシ紙ヲ丸メテ結目ノ下ヨリ袴ヲ
引上テ上下ノ帯ノ間ニ入ヘシ無_レ左
シテツマハサミ鞠蹴ル障トナルヘシ
袴長儀テ股立_ノ外扱取夏午
持ナト氏見苦シカルヘキ

一當心ト云夏庭ニツキタル取ノ心持ニ
 因ノ様躰ヲ見積ルヘシ又我カ立ヘキ
 木ノ枝葉ナト出強キ枝ナトアルヘシ
 皮枝ニ當リ候ハシ鞠ヲハイカヤウニ蹴
 ヘキト木ノ枝ヲ知ル夏是ナリ又鞠ノ
 重キ輕キ心ヲ知ル夏是ナリ又七人
 相手ノ庭ノ取ハ不知破ノ取ハ何レノ
 鞠ハ何方ヘ切ルソト見ヘシ其心持ヲ
 得テ蹴ヘシ此當心ヲ能々明メ候ハ
 イカテカ鞠ニツマルヘカラス
 一四季ニ依テ庭ニ立ヘシ春秋ハ北南夏
 冬ハ西東ニ立ヘシ是風ヲ責ル心持
 へタト目ニ不見ト候春ハ東風秋ハ
 西風吹間春秋西東ニ立ヘカラス
 夏ハ南冬ハ北風吹モノノ風ニ向テ蹴
 ルトキ鞠ヲ蹴損ル夏重シ夏又ハ
 東ニ立ヘシ風上風下ノマリ能々口傳
 アリ
 一風上ニ立心持何ツヨリモ腰ヲ居イカニ
 モ強クツメヲ及ニ蹴カブル心ニ蹴ヘシ

鞠身直ク上レ風ニサソワレ相手ノ方
 へ能程ニ出ヘシ能々習練スヘシ
 一風下ニ立ヘキ心持惣シテ及テ立夏ハ嫌
 フトイヘレ風下ニテハ反テ立ヘシ鞠向ヘ
 遠ク出ルトキモ風ニサソワレ相手ノ方
 へ能程ニ出ヘシ
 一日ニ向テ蹴ル夏是レ風下ト同意ナリ
 日ヲツバメ沓ヲ日ニ向セテ鞠セク心ニ蹴ヘシ
 沓ノ上ヲ本トスヘシ鞠筋計ヲ早く見テ
 側立ヘシ日ニ向ハ必スアマルヘシ左ヘモ
 右ヘモ沓ヲセク心算一ナリ
 一細キハ因ニ高ク連テ上リ候鞠安カラ
 ス振モナク立テ落ス夏殊外甲斐ナク
 見ユル物ナリ能々見合テ立退マウニ
 身退テ向直リテ鞠ニ逢ヘシタト餘リ
 候氏因ノ上ニテハ不苦初心モ定足モ此
 心掛ヲ油断セスハ因障ニテアマルヘカ
 ラス
 一身形反タルハ太ニ嫌フトイヘレ折節ニ
 依ルヘシ相手ノ遠ク詰風ニ向テ取ハ

能(此外好)カラス

一引沓是モ太嫌作(氏因際内)入鞠ニ
蹴込(ゴ)足此外蹴ヘカラス

一急ヘシ急ヘカラスト云夏心ヲ急キ身ヲ
急クヘカラス人、蹴俵取沓ノ上ヨリ鞠ニ
見付ル夏朝夕ニ心掛捨ヘカラス

一高クハ輕ク早クハ重クト云夏鞠夕
ケ高ク俵ノサノミ沓下荒ク踏ヌ夏
之瓜先ヲ立テ侍也

一早キ鞠ニ下足重カルヘシ和合ノ沓心
掛俵ノ地足強ク俵ヘシ早ク俵鞠
ニツマラス足

一和合ノ沓心鞠ヲ蹴捨タル下足ヲ瓜先
ニ掛リ左ノ沓ヲ蹴テ侍ヘシ鞠来
トキ沓ヲ踏揃ヘテマリニ逢ヘシ是
ヲ和合ノ沓ト云

一左足詰ト云夏鞠ヲ蹴テ下足ノ瓜先
ニ掛リ前ヘ左ノ沓ヲ進ル鞠イカヤ
ウニ来ルモ驚ウヘカラス鞠ヲ不忘
勢古思ヘト云ル夏此シメシヲ專明ラム

ヘシ夏一鞠ユニシカルヘシ自分ノ取ハ鞠ヲ
蹴カブル心持(他方ノ取ハ沓ヲ振詰蹴
渡スライヘリ)道ク遠ク遠クハ近クト云
夏因際ノ太夏ニ鞠出ヌ夏近ク遠ク
ハト云ヤ遠クハ近クト云夏鞠因ニ遠ク
俵ノ沓ノ上ヲタシラカニ身ニ添テ蹴
ヘシ是ヲ遠キハ近クト云

一三段ノ詰披キト云夏立様身形ノ大
夏ナリ序ノ取ハ披キ身トテ常ヨリ
モ少反(有)終ニテアアカフヘシ破ノ
取ハ詰ノ身トテ女腰ヲ居テ身ヲ詰ル
心ニ蹴ル(急)取ハ詰ノ詰トテイカニモ
腰ヲ居テ沓ヲ進セテ蹴渡ヌ夏詰
ノツメト云秘夏ニ

一詰ノ詰披キノ披キト云夏詰披キノ大事
ノ詰ニアラ子ト云

一捨ヘシ捨ヘカラスト云事宜キ鞠杯ヲ蹴
俵ハ身ニツキタル鞠ナリトモ捨ヘシ
又捨ヘキ鞠ナリ氏惡敷マリナト蹴メ
ルニハ色ヲ蹴直シ渡ヘシ

一 鞠ヲ蹴後取留タキ客人ナト候ハ鞠
 ヲ渡ス取客人ノ方へ見合取リ足ヲ
 蹴テ其後取テ庭分石ノ上ニ置テ
 我木ニ取リ一礼シテ罷取ルヘシ其取
 客人ヨリ乞候様アラハシタトヒ如何様
 ノ取用候ヒ止リ候ハテ不叶シ
 一 忌テモ庭分石ヲ踏又夏ナリ自然踏
 候リ唱フル文アリ鞠ノ大夏ニ右記
 ス左ナキ人ヲ沓遠ノ庭カハリト云
 曲ヲ蹴ヘシ不安曲ナリ庭分石ヲ蹴
 越テ相手又庭分石ヲ踏越延ナリ
 其後手ヲ取合テ立巡リ在所ヲ
 替ルナリ沓遠庭替ト云曲也
 一 初心ノ身形沓下嗜ムヘキ夏不好
 當ヲ本トスヘシ段練ニ依テ上手
 カ蹴キヲ相~~カ~~ルヘシ珍シカラズ断
 ナカラ段練上字ヲ表トスヘシ百度
 ノ~~初~~百千度ノ學是ナリ
 鞠十徳之次第
 一 神徳有 一 形能成

一 足利 一 一目早
 一 無病 一 愛敬有
 一 高下ニ交 一 獨慰
 一 一途ノ足 一 成佛
 一 智嫁取ノ鞠ハノキニ蹴ル夏ナシ傳
 蹴鞠ハ一道歌
 身ヲ近ク足ヲハ早ク先トモ
 先アタラヌハ下手ノ内ナリ
 立覆フ姿ト云テサノミマタ
 屈モワロシ 退反モウシ
 鬢摺ヤウツホ流シハ曲足ノ
 中ニモ鞠ノ公夏ナリケリ
 拳鞠ハニツノ脇ト位アリ
 人ト云ニハ更ニ蹴ホリキ
 正分ノ鞠ト云テハ向ツメ
 隅トスミトノ人ニ謂ナリ
 隅ナラテ向ニ建ル人ヲ社
 次ハカノ 詰ト云ヘカリケリ
 アリト謂フ聲ヨリ外ニ云詞
 鞠ノ掛リニセスト社キケ

庭ノ内七間 間中四方ナリ
懸ノ中ハ二丈 三尺
鴨沓モ葛ノ袴モ不許ハ
誰カハ著マシ 誰カ履マシ
相生ノ松ハ乾ノ物ナレハ
楓ノ方ハ未 申ナリ
青柳ハ異ノ隅ニ立ナレハ
櫻ノ方ハ良シカシ
皆去ノ四本掛ハ位アル
人ノ建タル 庭ト社ト
追鞠ヤ思カヘシト 謂鞠ハ
主定レル曲ト社キク
ウバタマノ鳥ヲトリト 謂足ハ
唯曲足ノ外ト 知ルヘシ
一丈モ九尺モヨシヤ 鞠竿ノ
長サノ程ハ二間成ケリ
詰過シ掛リニ 抜ル折節ハ
人ト植木ノ間ハ 通ラシ
軒鞠ハヨシ 落ル共身ニ掛テ
ナガサハ流セ 軒ノ礼ナリ

軒ノ下鞠ケヌ 吹モ横サマニ
用アリトテモ 通ラサリ 鳧
吹ツトフ 流ハニツ 難波江ノ
極風ヨリモ 飛多井ノ風
踏足ノ數ハ 三ツナリ 強テ蹴ハ
飯リ足トハ 四ツ五ツナリ
軒ノ方上リ成 梟何 方モ
懸リニ依テ 下リモゾスル
足ツム習 計ハイハ子トモ
ナニワノ夏カ 君ニ残サシ
服指モ刀モ 抜テ立トキハ
直ル丹座ノ 服ニ置ナリ
畳紙扇ヲ 添テ砂ノ上
直ル丹座ノ 右ニ挟ミテ
立人ノ鳥 帽子ニ障ル 枝ナラハ
花モ紅葉モ キラニ 青柳
度度モ休ムト 謂テ退ヲリモ
カヲ刺ハ 俗ノ法ナリ
多クナキ 足ト社 関ケ 拔足ハ
唯一暮ニ 一ツナリケリ

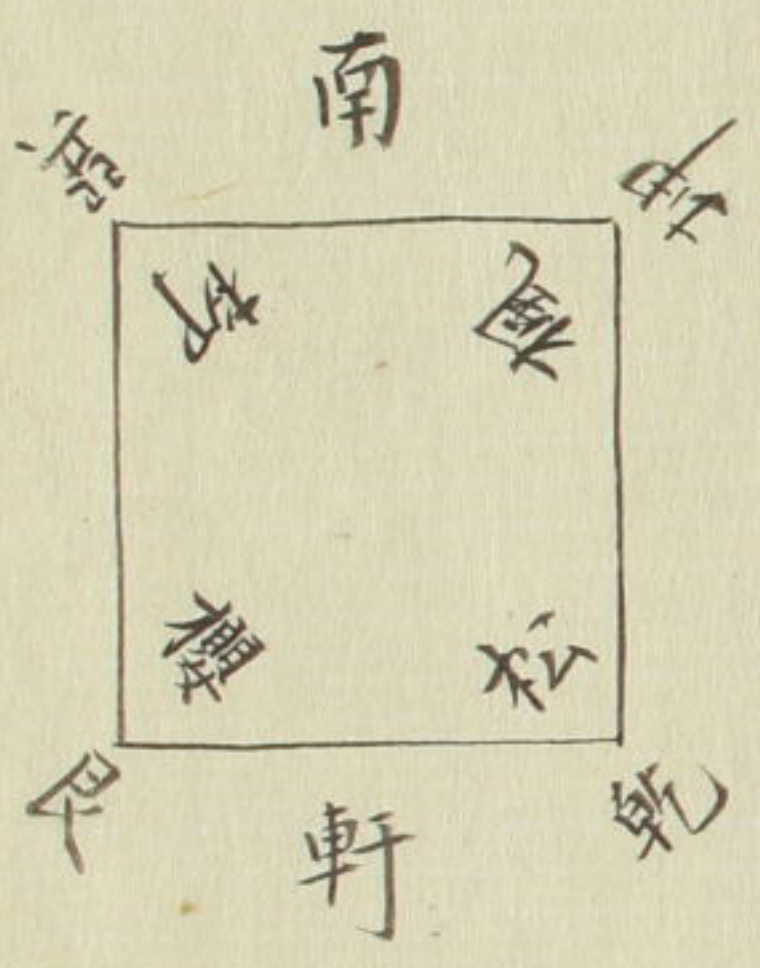
木ニ掛り杖ニ障身越モ
 マツ拳鞠ハ蹴スト社内
 我方ニ来ヌ鞠トテモ立足ハ
 返スガヘスモ無益ナリ鳥
 水ノ上ニ浮タル鳥ヲ見テモ猶
 我カ足踏ノ道ヲシゾ思フ

右一冊ハ飛鳥井家之
 秘本之由去ル方ニ傳來
 今懇望寫置者也

辛氏

蹴鞠要法坤 懸樹夏

一式懸トハ櫻柳雜冠木松ナリ木ノ間
 二丈ニ三尺迄モ樹ヘキリ昔ハ二丈五尺ニ
 植ル夏モアリト云々近來無之取
 註木ノ大小ヨリ庭ノ廣狹ニ隨テ
 相計ルヘシ扱キニ取テハ木ノ間ニ丈迄
 ハ相遠ナシ二丈ヨリ内ハ唯畧ニ庭ニ
 ヨリ計ヒ立ヘキナリ
 一植様ノ夏南向ノ庭ナラハ良ニ櫻異
 柳坤ニ雜冠木乾ニ松此分ニ可植也
 此外東向西北向等ノ庭ノ植様ノ
 夏アリ子細ハ唯何レノ方成モ南向
 ノ庭ノ如クニ其方ヲ本ニ植ヘキ夏不
 可有其難也



庭扱テ木ノ間ニ丈ナラハ軒ノ母屋ノ柱
ト木トノ間ハ二丈三尺能程之夫ヨリ内ハ
無レ刀庭ノ扱カラムニヨリテ一向略義
ナリト立ヘキナラハ汝汰ノ限ニアラス
イカ程ニテモ計ヒ立ヘキ

一懸ノ木ニ可立夏人数定リテ後ニ著
座モ上首ヨリ進ム夏ナレハ木ノ本ヘ
寄侍止夏モソレニ可隨立処ノ夏其
身ノ心寄便宜ニヨリテ進寄ルヘ
シ先簾扱リノ方ハ貴人主人ナト
ノ方ナレハ左右ナク寄ルヘカラス其レモ
様ニ隨ヒ貴人ノ命ヲ受侍ラハ辞
退スヘキニアラス凡立処ニ於テハ鞠足
ノ分ニヨリテ時ノ堪能先違等或ハ
又上首主人ナトモ計ヒ立夏アリ其
故ハ未練ノ輩ノ側ニ早キ足ヲ立或
ハ老者杯ノ傍ニ若キ右實ノ人ヲ立
テ鞠ヲツカシメシ爲加様ニ心得テ會
衆ニ談合シテモ別テ立ヘキ也増テ又
公宴ナトハ勅定ニ隨テ立夏モアリ

上首次首ニ心寄ノ処々へ進寄侍ルニ
ヨリテ宙未ノ人ハ公方様又ハ主人御
側計明ル処ニテ無左右ニイル夏其恐
レ有ルニヨリテ先御邊近キ上首ノ
人ニ礼ヲ致シテ立カヘント氣色スルトキ
其人下鴈ノ取望ニ隨テ立カハラハ申
スニ不及若シ其義ナクハイサカ主人
ノ御氣色ヲ窺テ唯可參由仰ナレハ
則テ御側ヘモ進ミ立夏ハ公方様懸
ノ本ヘ御立アルトキ着座ノ人モ必ス動
座スヘシ木ノ本ニ立サタマラセ給テ又
本ノ如ク座ニ直ルヘシ又ノ立トキ子動座
スヘシ師匠ノ立トキ同シ

一大木モ小本モ懸ノ本ヘヒト寄テ立
ヘシ木ヲ前ニアマシテ身ハ柳カ引入
テ立也木ニハ正方ニ向テハ唯寸分ノ
如ク筋違テ立之木ヨリ立出テ我木
ニ蹴掛テ頭ノ上ヲ後へ汲掛テ蹴
ル夏返々見若キ夏ナリ行水鞠ト
テ難セルナリ晚景ニモナリ數ニモナ

ルトキ立出テ跪ヘキナリ

一 三段ノ夏鞠ニ序破急アルヘシ初我
木ノ下深ク立テカニ隨テ鞠長伸
ヤカニ殊更自他分ヨク見分テ長閑
ニ跪ヘシ是ハ序分ノ取ナルヘシ破分ニ
斬刀木ノ下ヲ立出ル様ニテ鞠長扱
ヘテ時々曲ヲモ交ヘテ跪ヘシ晚景ニ
及テ急分ニナラハイカニモ數ヲモハゲ
ミ木ニ掛ズ猶鞠長ヲ詰テ互ニ忠ヲ
尽シ兵ヲモ催スヘシ自他ツケアサヤ
カニ乞取ミトリ聲ノ色ヲ添テ進退
乱レヌ物カラニキワシク跪ナスヘシ

一 道仕ノ夏凡懸ノ中ヲハ唯ノ時モ通ル
夏斟酌スヘシ况ヤ會時貴人ノ御
後ヲモタヤスク通ルヘカラス貴人ノ御前
同御後ヲ通ラテ不叶トキハイカニ
モ遠ク退テ垣ノ際見物衆ノ側ナトヘ
詰ヨリテ可通也鞠ヲ詰寄ル取扱ノ
中半分ニ過侍ラハ木ノ外ヘ出テ廻ルヘシ
木ノ外ヘ出ル取人ト木ノ間ヲ破ルヘカラ

ス但其木ノ本ニ立タル人ノ未立ナララテ
達ニ明タラニ其木ノ本ヘヒトヨリテ通
ルヘキナリ人ト人ノ間ヲ心得テ通ルヘシ但
進退ヨクモ心得スハ庭中半分ニ過タ
リモ唯本ノ道ヲ我木ノ元ヘ飯リ寄テ又
若シカルヘカラス又便宜ノ鞠ヲ跪ルヘカラ

一 身軀夏凡人ノ請タル性ニ利鈍賢愚
アリ軀ニ好悪大ホアリ又ヨケレ子必スウ
ケツ師妹ナレ氏弟子學ブ夏堅シ人ノ
心不同夏其面ノ如シ諸藝如此面々
各々也一樣字執シ十隅ヲ守ルヘカラス
唯生得ノ直ナルヲ存スヘシ是ハ大都ニ
但又本ヨリ得タル方ハヨケレハ勿論也得サ
ル方ヲモ好ミテ直セハ遙ニ能直ルナリ
所詮自得ノ分ヲ捨テ他ノ善ヲ學テ
ニ悪ク心得ヌレハ大ナル失ト成夏アルヘ
一 身軀ト云ニ先曲ナキヲ好トス目ヲ怖
敷見ナサス顔持ウナツキ輕々シ
カルヘカラス手持ハ早カラス見悪カ

ラスタヲヤカニスヘシ強ヲ持スクニキヲ
不廣拳握カクメス身直ニシテ不
強胸不出腰膝不屈足首弱クシテ
鞠蹴ルニ内外ヘ不振足早クアルシ
惣シテ惣身ハ柳カ立霞テ頭進
ミ足後ナルヤウニ立習ヘシ蹴初ニ廣
キ丸庭ナトニテ蹴上ント追歩キテ
蹴習ヘカラス然レハイカニモ除必足
高ク膝屈リテ曲出来ルナリ隅ニテ
蹴ツクベシ腰ヨリ上ハタワヤカニテ
腰ヨリ下直ニ強クアルヘシ鞠ノ左右
切ル夏ハ足ノ弱クテ内外エ振ルユヘ
身躰ヨク立霞テ立人ハ手持ハ高
ク見ユナリ除及テ立人ハ手持身
副テ左右ノ手物氣ナク見ユヘ
一鞠長ノ夏人鞠長ハ弓ノ精兵ノ如
クヘテ嗜ムモ不依生得ナル夏ニ大
形一丈五ノ物ナレハ大概心湯ヘシサ
レトテ鞠毎ニ此丈敷ヲナラテ
蹴又夏ニハスヘカラス時ニ依テ甲

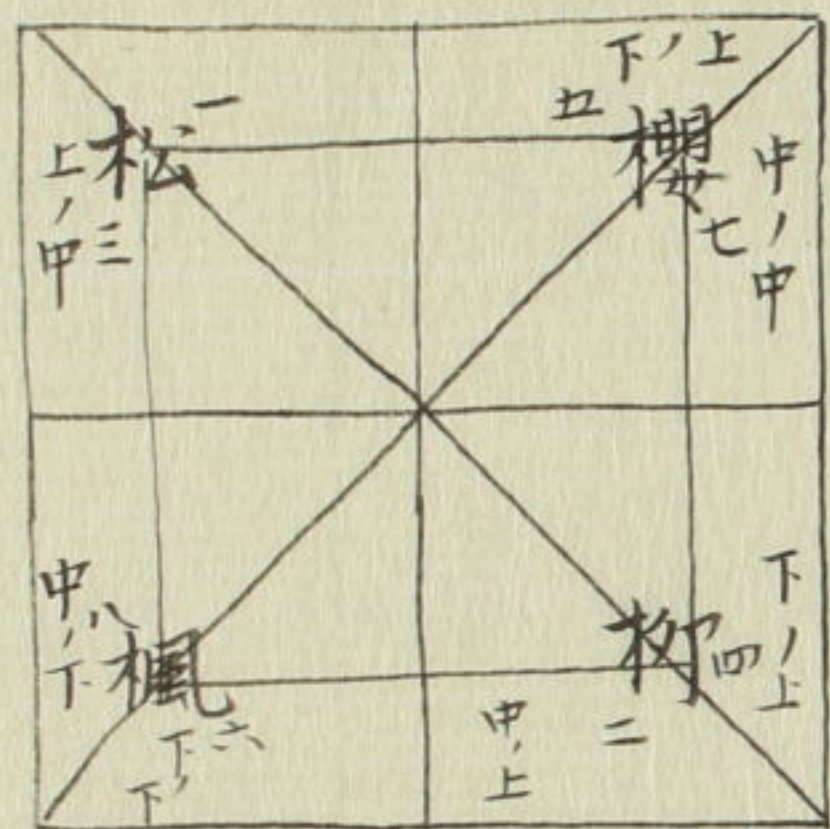
乙アルヘシ増テ木ノ下軒ノ下杯ノ
夏如ニヨルヘキ也鞠長ノ早キハカ
サモナク賊ク見ナサル夏アリサレレ
アナガキニ好ミ用ユヘカラス高下ニ
不依鞠色ヲ能蹴ナスヘキ夏ナリ
一懸ノ枝ニ留ル鞠落ス夏竿ニテ落
スニ鞠ヲ突落スヘカラス枝ノ間ニ竿
先ヲ入テ搔落スヘシイカニ早キ枝
ナリ氏木ヲユスリ落ス夏有ヘカラ
ス年ノ及ブ処ノ枝ナラハ唯年ニテ
搔落シテ更ニ取テ上ベキ縁ノ上
ヘ上リタル鞠氏同夏ナレハ先下ヘ
カキ落シテ後ニ取テ上ヘシ
一扇子ノ夏鞠場ニ出テ左右ナク初心初
参ノ人心ニ任セテ扇遣夏アルヘカラ
ス極暑ナトニ不遣シテ治シカクキ取ハ
左ノ年ニテ三四間計廣ケテ身ニ引
副テツカフヘシ立取ハ置且四座ノ下
ヘ指入テ立ヘシ但座下ノ方ナリ昔ハ
必ス扇ヲ指テ立侍リ今モ殊ナル也

サシ度申ニ不及也指様ニ色ニ口傳
 アリ指ム取座ニハヲカテ懐中スル度モ
 勿論ナリ口傳アリ思宜ノトキハ座ノ後
 ノ方柳カ服へ寄テ置ナリ円座ノ
 取ハ膝ノ通座下ノ方ノ扇ト骨ト
 ノ場迄サシ入テ置之若思宜紙ヲ持侍
 ラハ右手ニテ思宜紙ヲ取出シテ扇ニ
 執副ヘテタトフ紙ノ上ニ筋透テ置
 シ思宜紙モ半分計見元程ニサシ
 入ヘキ敷皮ヲモ用ル度アリ

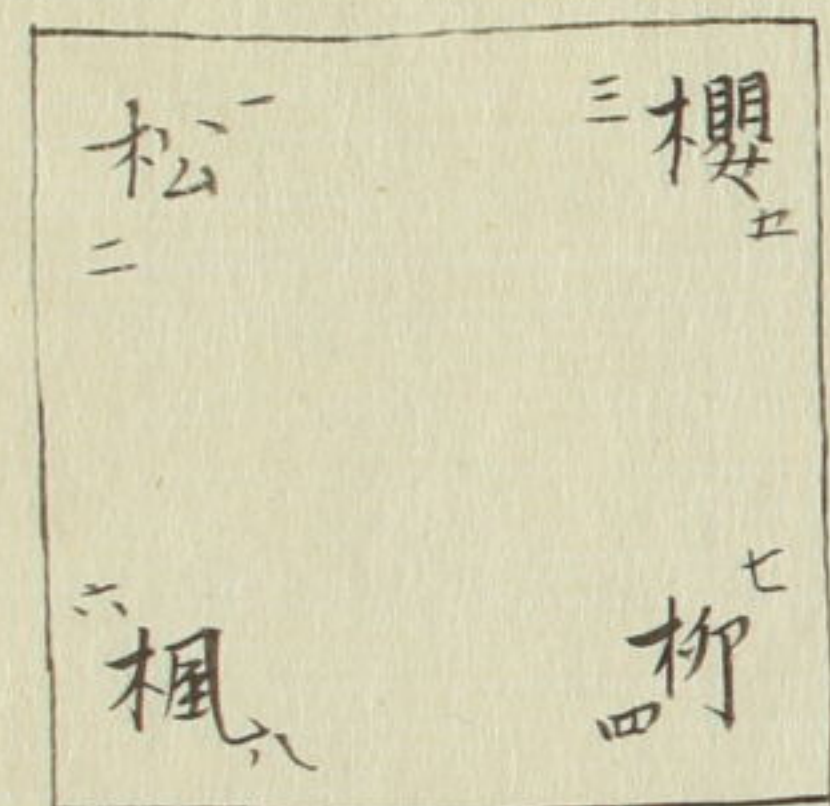
- 百回答曲足名目
- 一 大流
 - 一 鬢摺
 - 一 敷伸
 - 一 斤身飯
 - 一 尾花飯
 - 一 簪板飯
 - 一 花月足
 - 一 鴨首
 - 一 白滝流
 - 一 大込
 - 一 伸足
 - 一 伸掛
 - 一 櫻重
 - 一 糸乱
 - 一 雲入足
 - 一 軒飯
 - 一 氣燈足
 - 一 小込
 - 一 連伸
 - 一 飯伸
 - 一 飯足
 - 一 紅葉重
 - 一 柳詰
 - 一 雲副足
 - 一 呼小鳥
 - 一 波流

一 空洞流 一 立替足 一 木根枕置飯

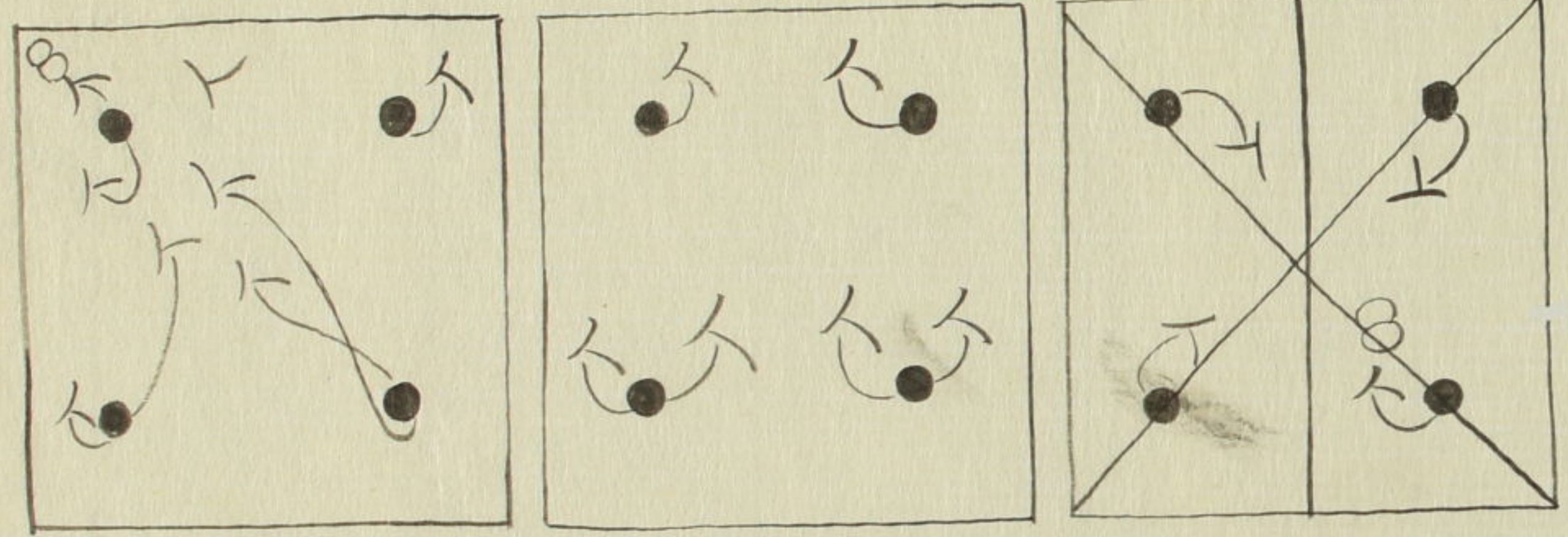
一 落彼左右込足
 丈蹴鞠ヲ尋ルニ天光舎ヨリ起テ世
 ニ初ム天地陰陽ニ射ナリ此上ニ天氣
 祭リ落ルニ地祇ヲ祭ル是則赤白ノ
 ニツナリ



内八分外ハ
 三五上ノニ七
 八中四六下々
 一二七八三四五
 六



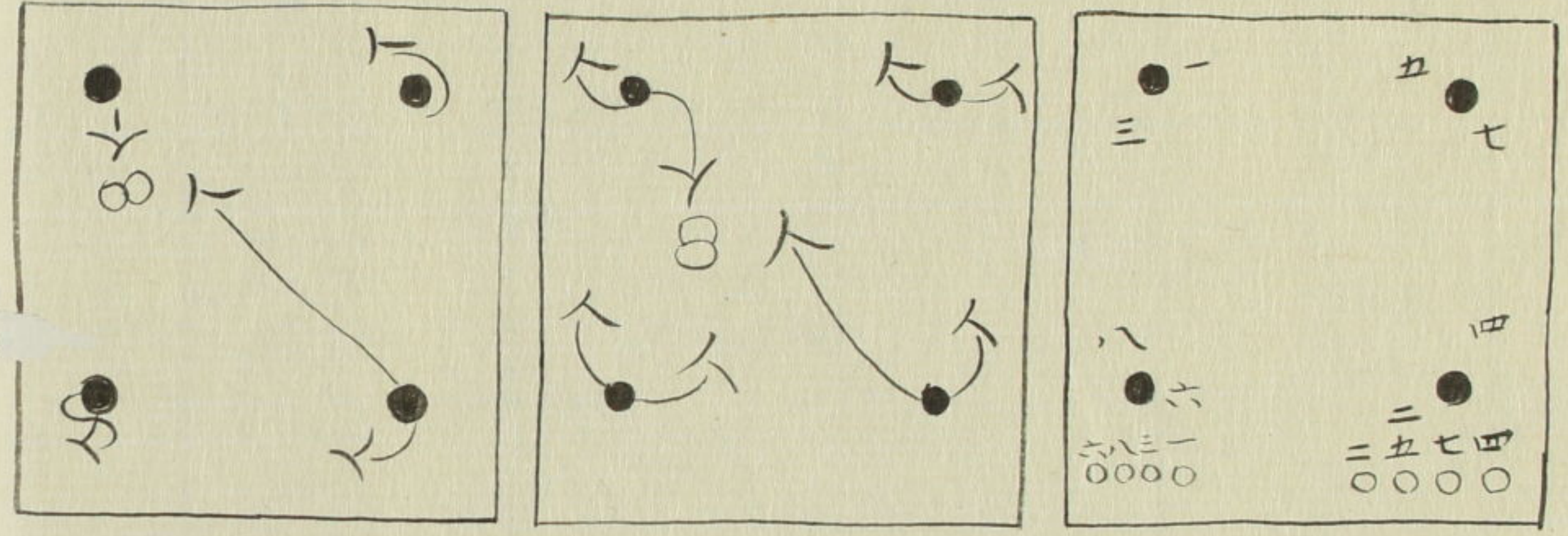
木定メト是ヲ
 イヘリニ二三
 其外ヲ分テ
 上中下ヲ知ル度
 是ニ過ヘカラス
 口傳



乱語是ニ
隅ハ鞠ヲ
蹴テ
如此ト心得
ヘシ口傳

平ノ語是ニ
鞠軒ノ中
程ニツキタル
時分如此ニ
口傳

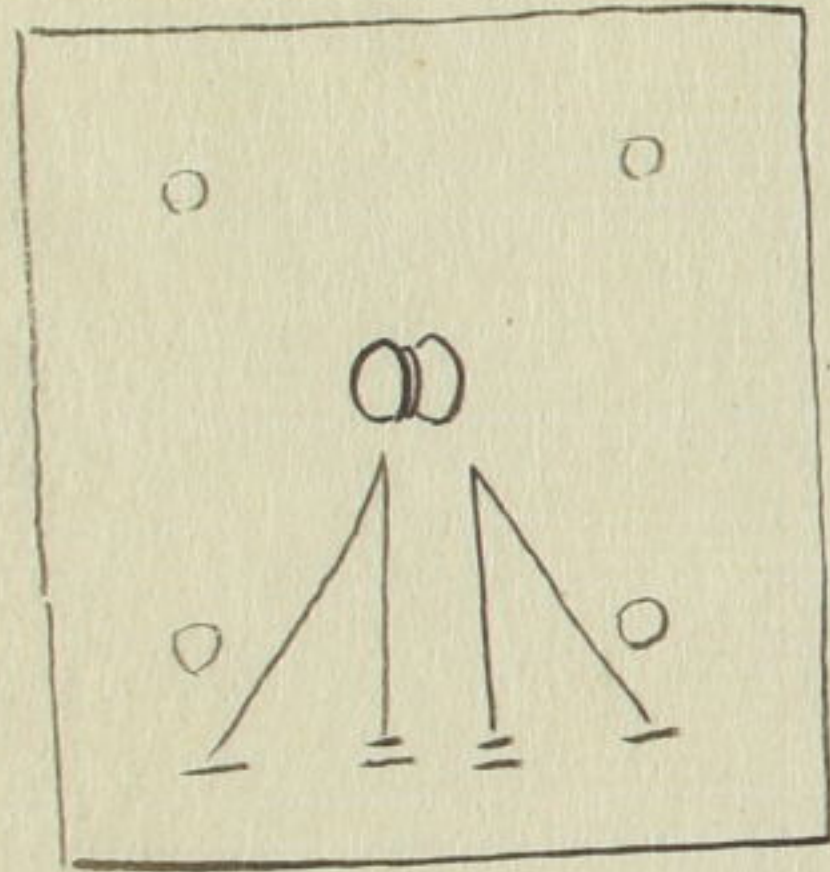
急ノ語披キ
是ニ墨ヲ以テ
庭廣シ朱
ヲ以テ庭セ
マシト心得
口傳



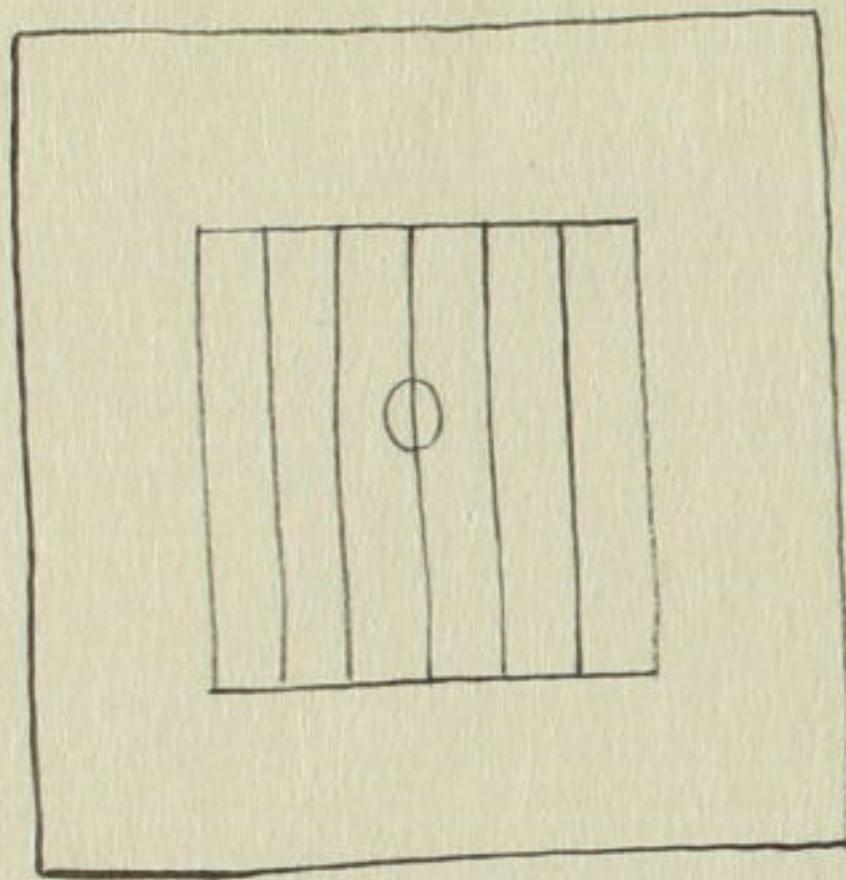
破ノ語披キ是
也六人語ノ夏
ナリ口傳

序ノ語披キ
是ナリ庭ノ内ヲ
イ初ニモ廣シ語
披キ披後語ニ恐
レ所要ナリ

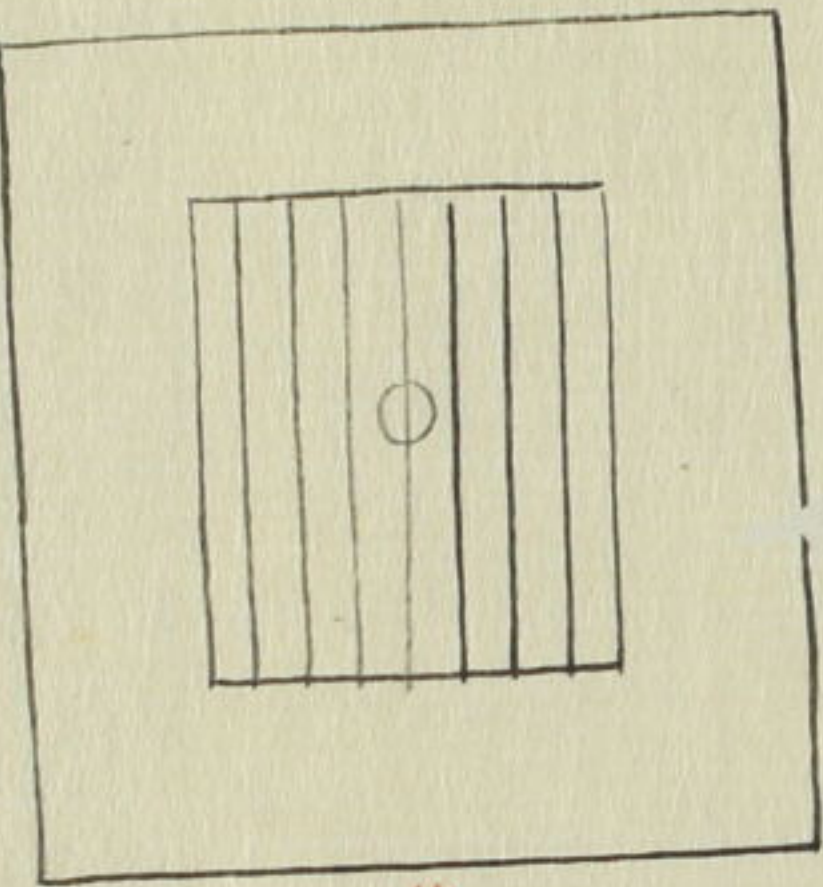
四座ノ以テ是
ナリ内室ナキニ
白縁ノ置四畳
ト心得貴人
ノ内座置半ト
心得ニ是テ
ノ規式ナリ口傳



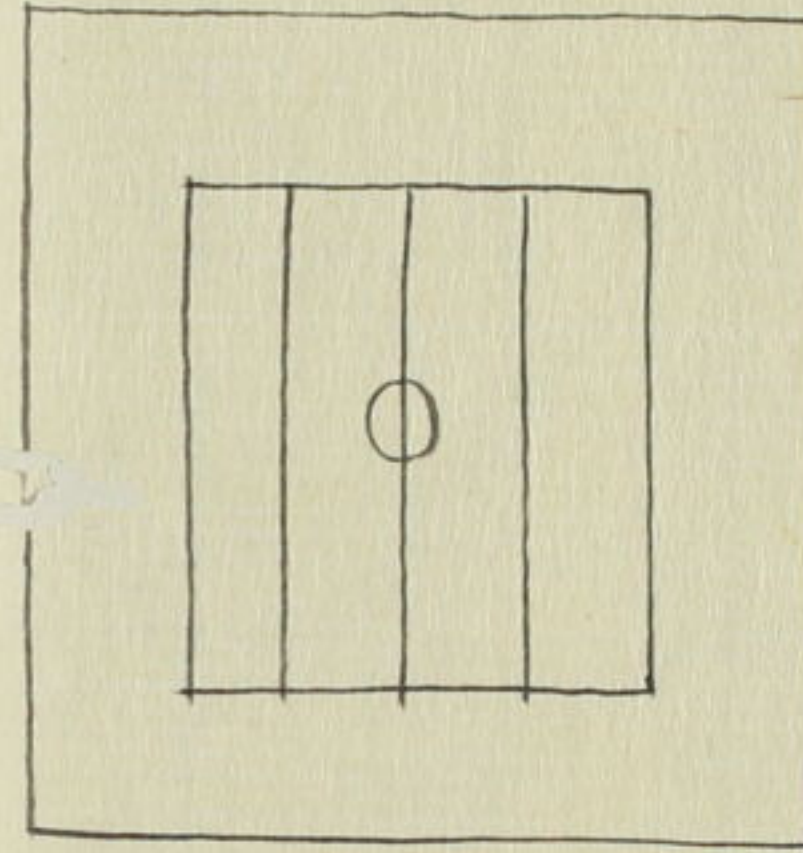
朝入候
夏口傳



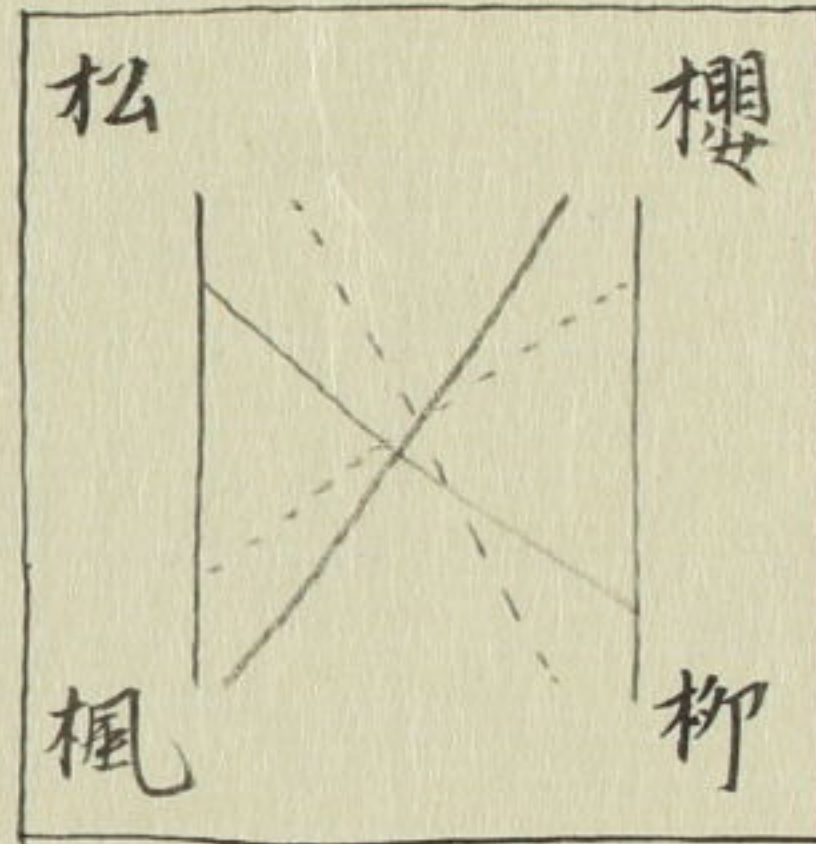
前
口傳
中庭



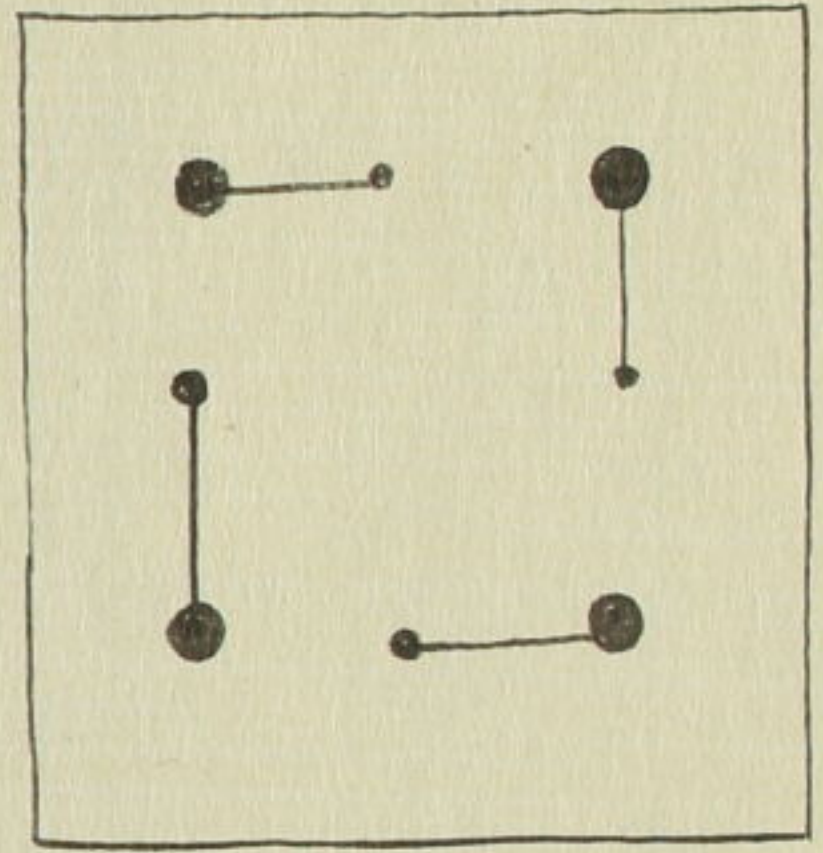
後
口傳
大庭



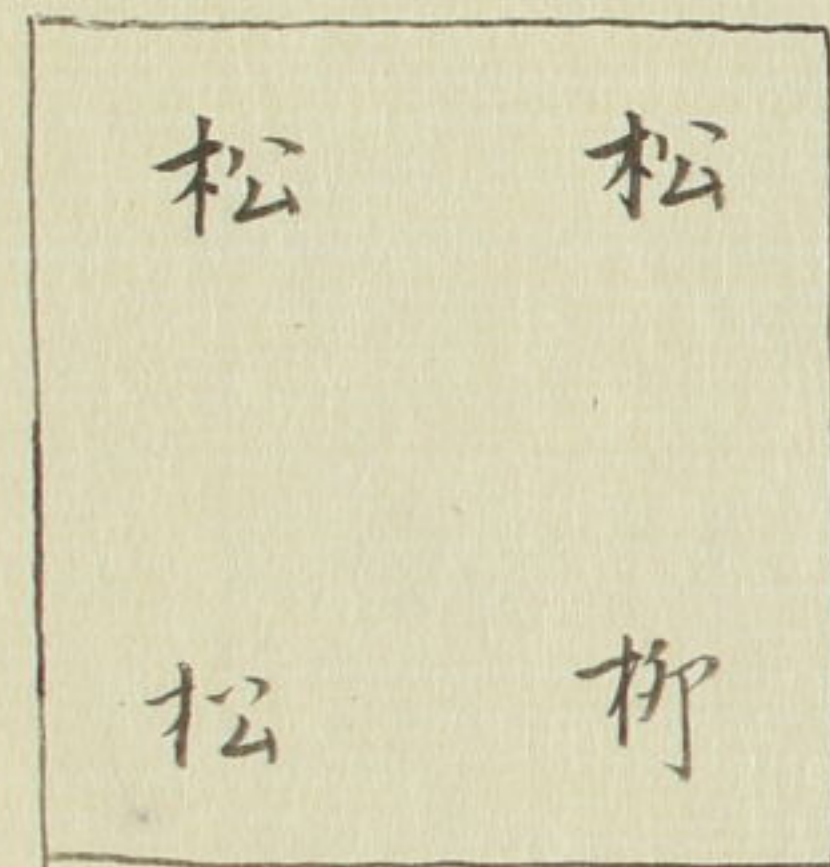
口傳
小庭



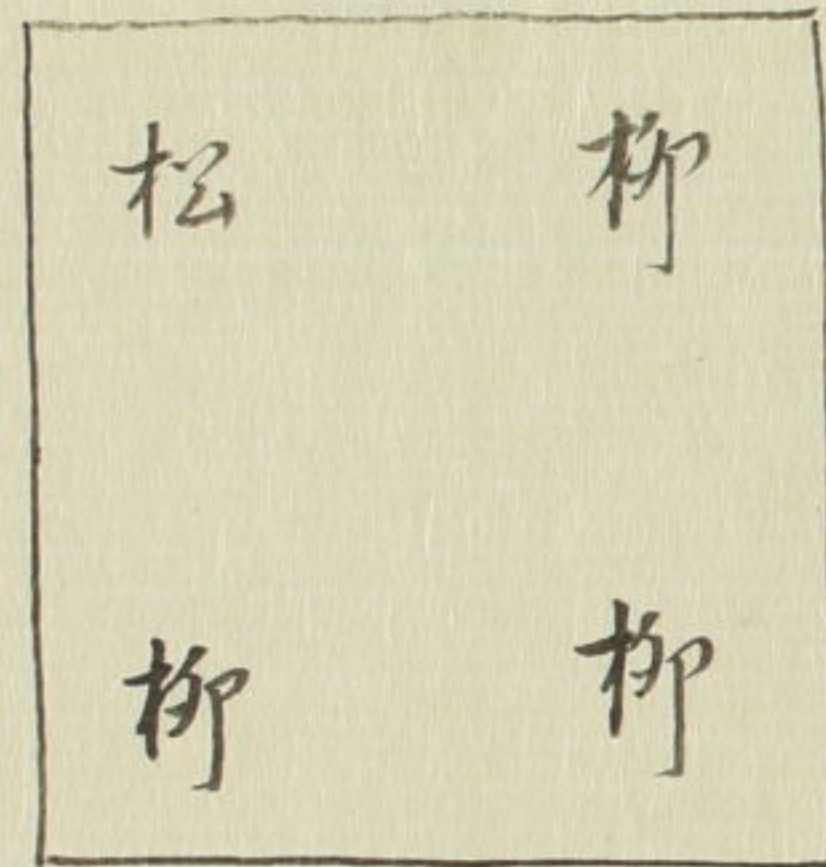
木ヲ以テ分
カシ木無シテ
分多シ星ヲ
小分ト云スミヲ
智分トイヘリ
口傳



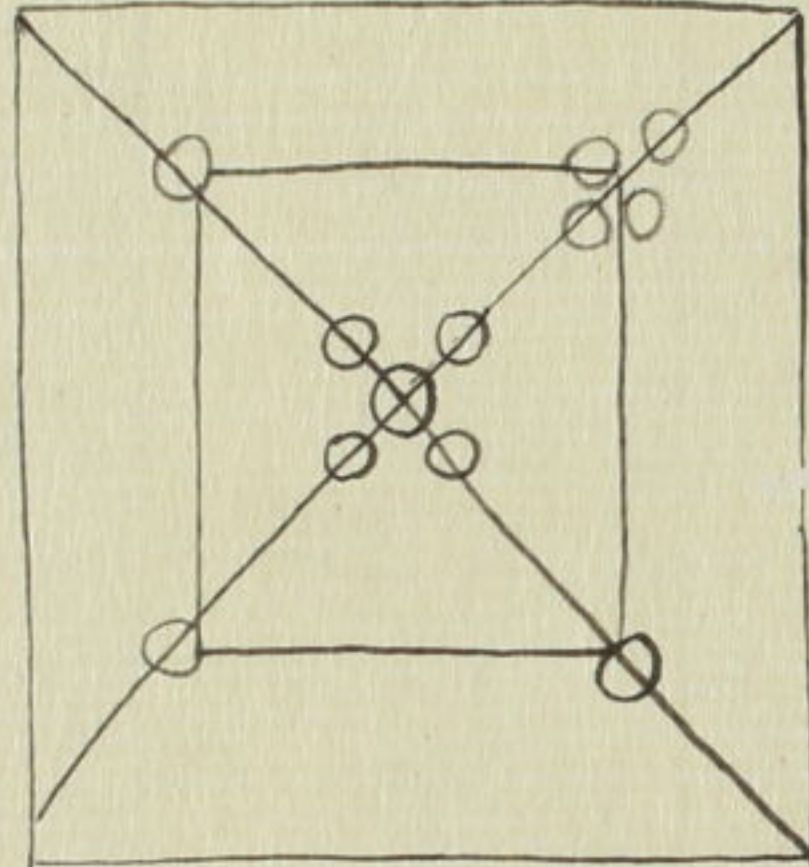
四節ノホコノ次
芽是之春櫻
シロ夏柳シホ
秋楓アカタ冬ハ
松ミヤマシラ
フト可心得文
字公家ノ秘夏之
口傳



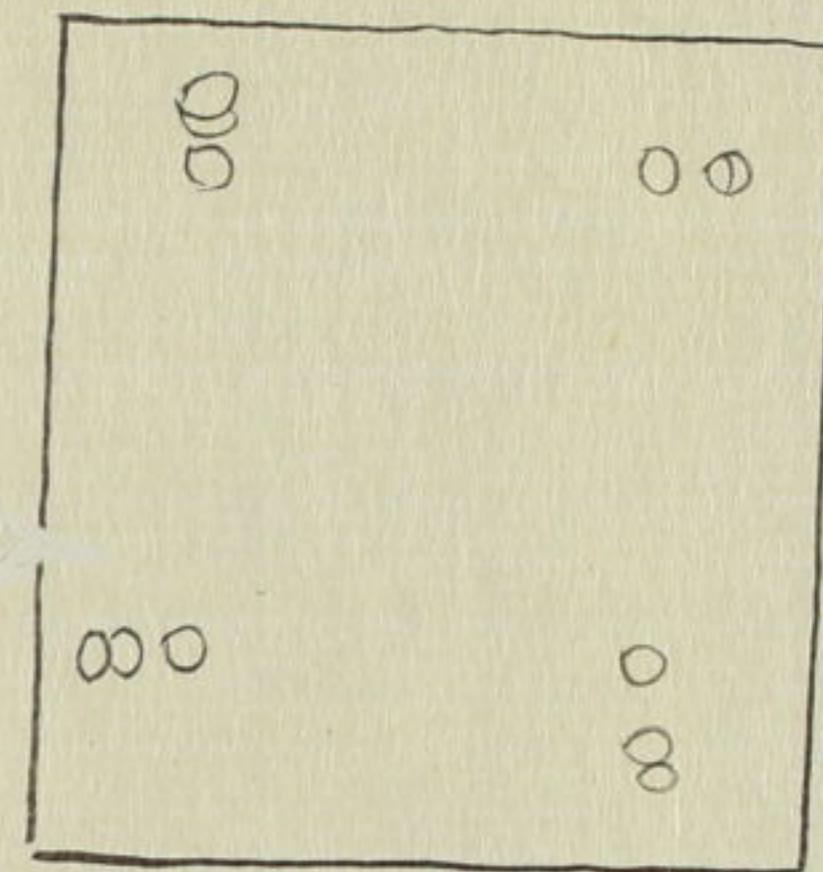
口傳
三木立



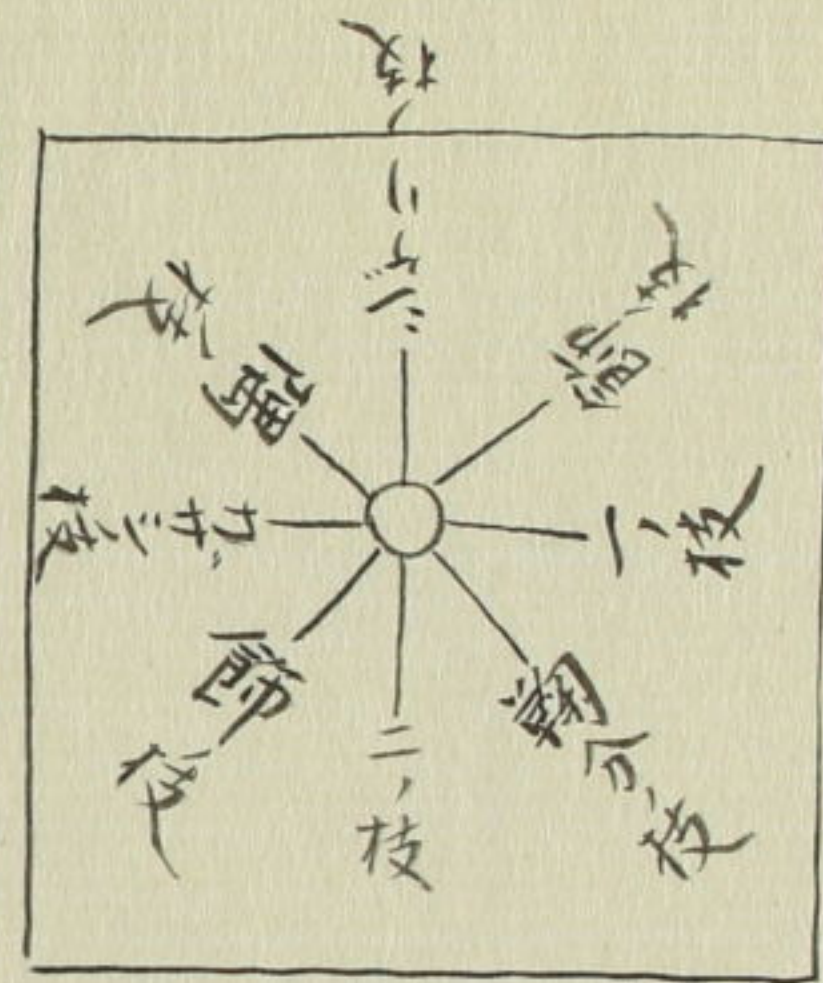
口傳
一本立



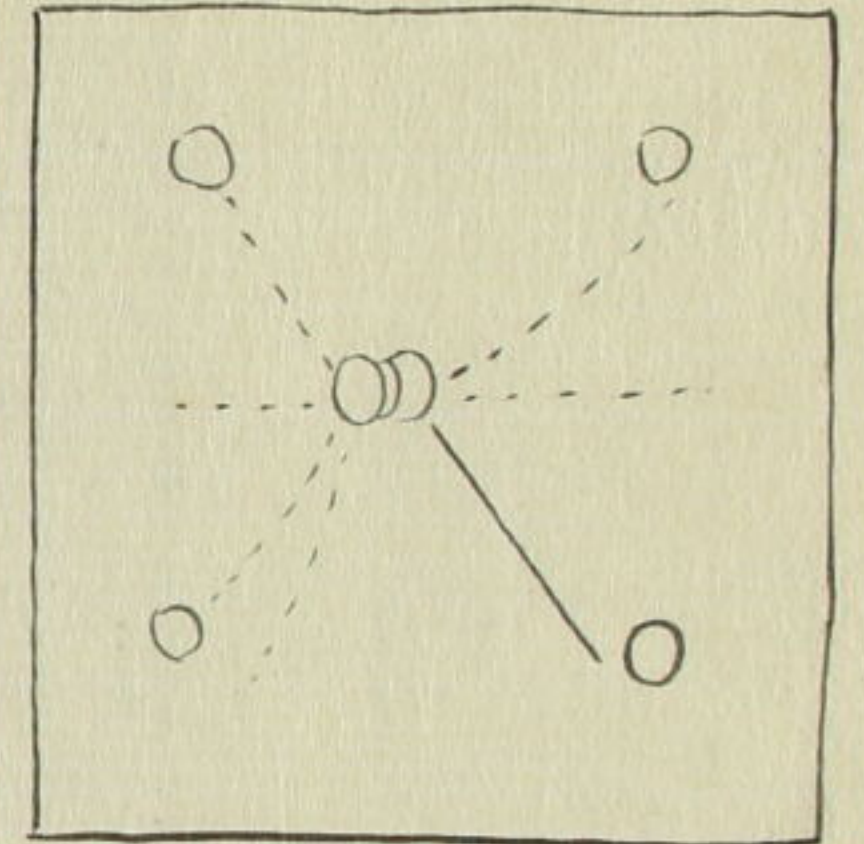
口傳
祭立



口傳
春櫻夏柳
秋楓冬松



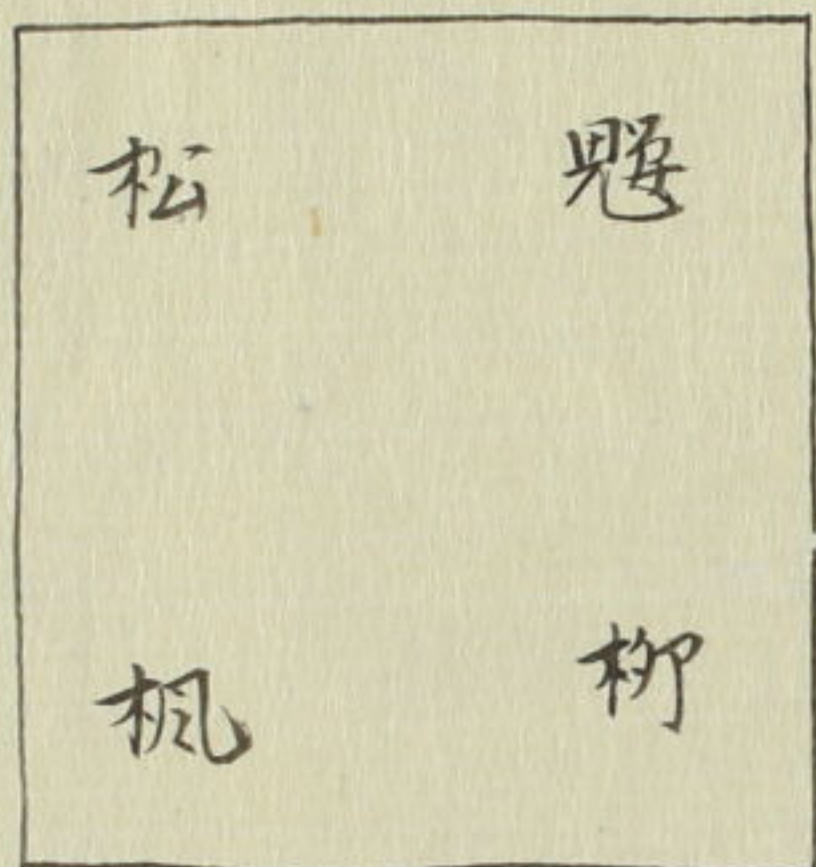
木ノ枝ノ名是ニ
嫌枝鞠分ニ障
枝カサリカクシ
ノ枝通シツイ
枝大ニキラヒ
申ク口傳



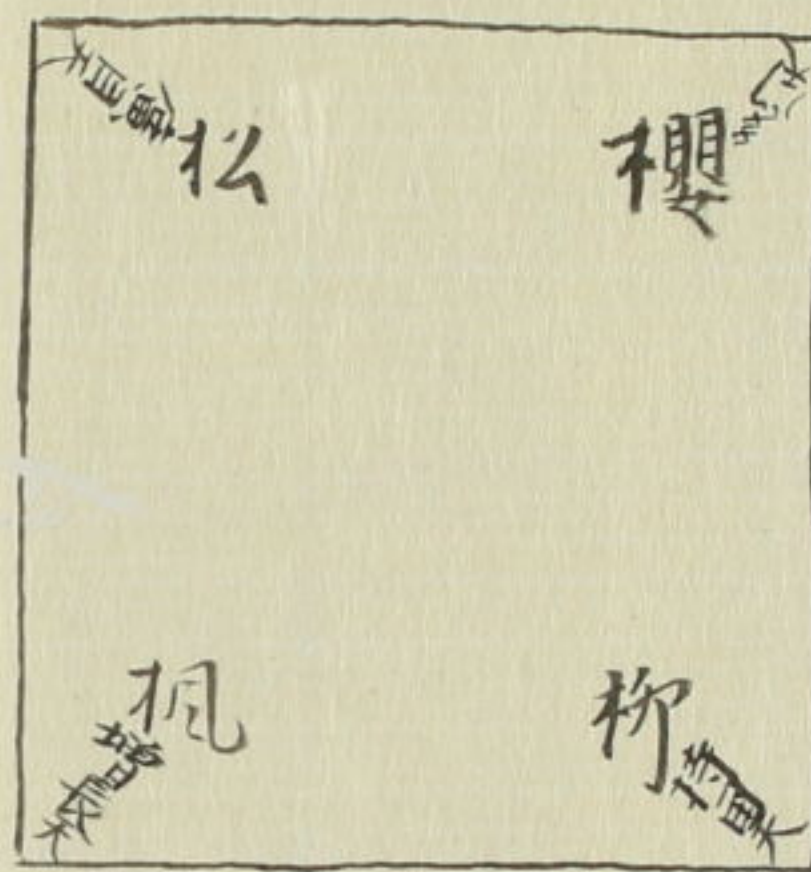
五節ノ鞠
ノ様是ニ黒
チ事ノ口傳
春青
夏赤
秋赤
冬白
土用黒

一木ト木間ニ丈計然ルヘシ廣々ト植タカ
 ラシニハニ丈一尺二尺ニモ植ヘシ亦庭ノ換キ
 処ニハニ丈ノ内一丈九尺モハ八尺ニテモ植ル
 ニ軒ト木ノ梢ノ間五寸計モ木ヲ包ヘシ
 木ノ高サモ一丈六尺計ノ木能假ナリ
 然レ氏サヤウニ思ヤウナルハ稀ニ一丈
 二尺ニテモ不苦切立ノ夏松又ハ柳ニ本
 何モ然ルヘシ二本宛モ不苦亦ハ雜木
 モ立ル之竹ヲモ立ル之切サニ氏云之竹ハ
 先ヲ不切氏不苦女換ク假モ面白キ
 ナリ万夏口傳

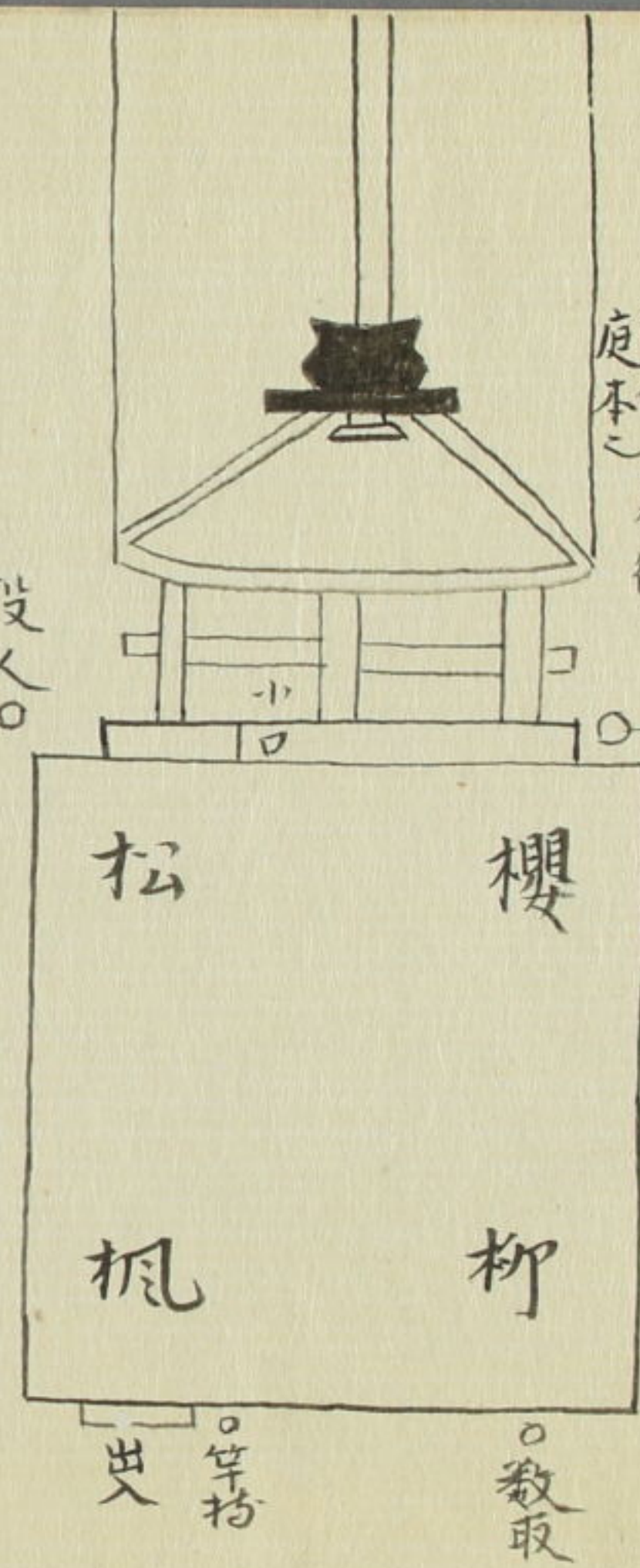
右一冊ハ飛鳥井家之秘本



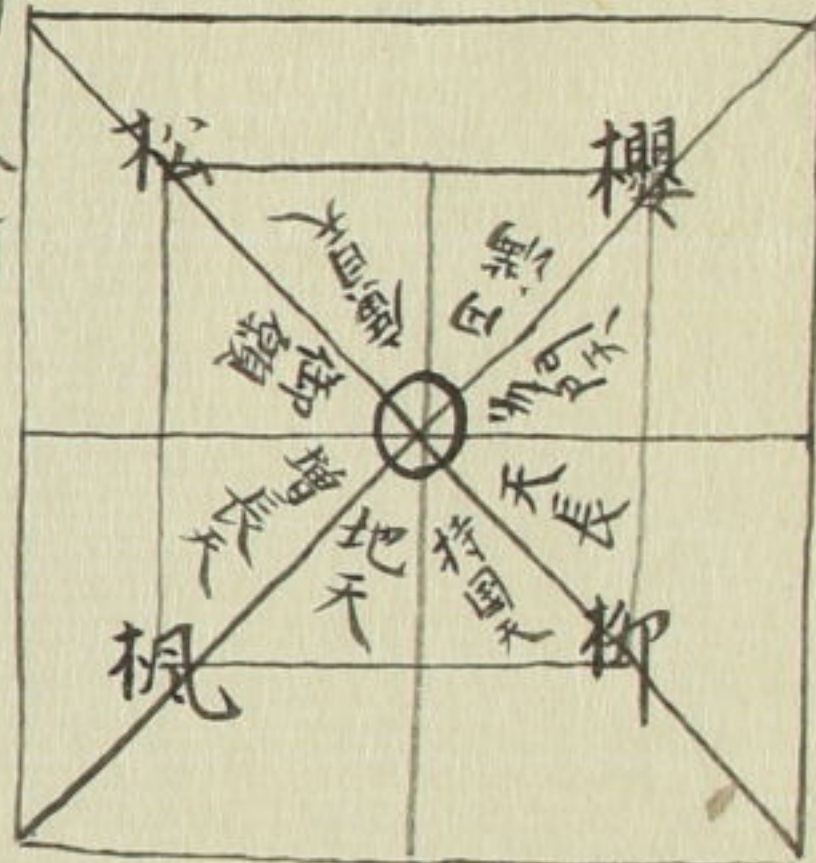
一字ノ相傳
 是ナリ
 上々ノ秘密
 ナリ努々
 他見アル
 ヘカラス口傳



四天ノ立
 様是也



妻向ノ奉行
 庭本ニ



庭分石祭立
 是ニ忌レテモ
 此石ヲ踏トキハ
 唱ル文アリ口傳

之由ニテ去ル方ニ傳教令ノ懇望
寫シ置ク者也

天和ニ
季夏上旬
幸氏

靴鞠之傳

一松本社大津平野社モ云今ハ幡トイ
ハ氏大ニ惡シ神射猿形千ナリ白鬚
ヲ勸請セリ難波殿ノ家記録アリ
此社ハ鞠ノ祖神ニ掛声アリヤラフト云
ハ慎ミノ声マリハマルキ蹴ソメハ初申
ノ日ニセタノ日蹴ルハ七ノ数ナリ昔三ノ
童子アラハレタルヲ著岡集ニモ見
ヘタリ此三人ヲ祭レリ今ニ祭ル大良宮
次良宮トイヘリ
一鞠場ニテ先ニ蹴ル鞠ヲ露拂ト云
是ハ行幸ノ暇御先ハ鞠ヲ蹴テ露
ヲ拂ヨリ起レリ是モ松田大六神
ノ傳キモフ夏ヨリ起レリ

一鞠ノ神ヲ松田大六神ト云夏是未
岡未言照ス渾沌前トノ教ヨリ鞠
ハ丸キ形ナレハ云夏常ニ蹴ル渾沌
ノ誠ヲ守ラセシメタメナリ全遊具ノ蹴
ヒ而已ニ非ス

著岡集十一蹴鞠部曰

侍臣大納言成通卿の鞠を凡そ凡そ
ゆきゆきとくさくさり皮口は侍を
鞠を好みてはちかりよかりきり
七ノ日ヲ申一日をわきまと蹴ル事ニ
お目より一筋と云ははしあつと鞠
を足よりくちる乃ははち極破りて
是をちる子目のまての目川はは
多敷二百余りゆきゆきと蹴ル事
けり鞠を重多柄を二宮かあり可柄
は鞠を蹴一の柄ははさ角くは糸を色
くまて帯巾をはさくまを帯
をきて鞠を洋をみかをけり御官を
はて観をけり三秋の後身はは
けり三秋の事ゆき福を賜ふ

當家鞠禮

元鞠の宿初を異域ゆく、苗帝坐を
退座を多其石月ゆり代く其無こと
いつ日域鞠禮傳束事拾遺
納言傳子用明帝の沙字にも志する
と云く又在今者閑余しこく蹴鞠
乃逸其を苗帝の壯觀を文武天皇大宝九
年よは書を初ら日本記に皇極天皇の
沙字中大是中は神子なりと法無事乃
欄樹のり下まてテ鞠畢見くきり交
をひえれと又武帝より苗既すけ事
あれそ也

先師の口傳より座を苗帝坐を對
治やしてさききりも坐を、眼走輝て
敢其身修事ありは、主討天より
神女降て帝(天武)博亡列乃女字
反問を放ては、坐を唱へ書きて記を蹴
下り敷きより、苗帝右の坐を唱へ坐を
つ記を蹴後、急懸の走付消るると
いつこれ鞠の起るといつ的と

眼善中と邪氣望流意に

蹴鞠弓等秘傳

庭の内を七宮中、内方をあり
柳里の内を、二丈、三尺、
相立乃坐、成まのあり、
楓の方き、来申あり、
書柳を眉已の隅よ、立られ、
板乃方き、
皆松の板を、
庭不極き、
上鞠を二人の招く、
まゝも、

身よあし、
ま川、
親良も刀を、
赤橋、
立西、
かひも、
打屋、
中よも

鴨出と首の袴も許さずは
誰うと見まゝ誰か若

返鞠や思ひのつすくりに
まじりては曲と社を
むすぶの鳥たるとりし鞠と

まじりては曲と社を
むすぶの鳥たるとりし鞠と

一丈も九尺もとうしや鞠半れ
長きのはらるる二万成たり

多やぬはとさる利扱足は
まじりては曲と社を

我う方よ本娘鞠とてを
身ても身あはし

人毎よ曲を蹴きぶ物か
このこ好か直さす

初ま糸く
一柳掛りしは流き掛中
一柳掛りしは流き掛中

一わくこの鞠とては
見よの女をきく人毎
名をなやあり

一蹴唯の鞠を足さ
蹴ては直れぬ也あり

一鞠は二足は
蹴ては直れぬ也あり

一勢乃かけ所可
蹴ては直れぬ也あり

一蹴唯の鞠を足さ
蹴ては直れぬ也あり

一蹴唯の鞠を足さ
蹴ては直れぬ也あり

一曲三曲とて
蹴ては直れぬ也あり

鞠かく内是のべは氏言方判

一人は鞠を渡りたるは推志のまの事

を坊人よりして譲て渡す一又を

拂うまも渡す一又は時をたよ

拂うまもを放し一又を鞠にまこ

一唯杯のまも湯水飲中時に拂うまをて小

うして強て飲つ一皆の法自然解て

法乃る法は法を

一孝を教ふる事一又一人を回事一かけの

時を教ふる一又一つかけ事一貴人又を

師通う掛ハ場中の上午教事

一上鞠を上手に扱ふは下年にては

乃る所のこ不置主人師通又を人杯

は後を付る扱の人上蹴わ一又

蹴波うぬもの百一蹴を治て

二ハけぬもの一蹴を治一又西向布

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

一蹴を治ては蹴一蹴を治ては蹴

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

蹴鞠十ヶ条

- 一 足名延置屋
- 一 妻女と合宿を以
- 一 晝寢せぬもの
- 一 足乃瓜きくぬもの
- 一 節酌くは強之屋
- 一 大南強拂
- 一 食不足不能強
- 一 湯風呂入る
- 一 惣湯をくくぬもの
- 一 目道などをくみりては右左膝の鞠会
- 一 二は十ヶ条あるは三ヶ条強をくく
- 一 我を付く次の人、社を
- 一 柳をてをな突事習を人のる乃
- 一 身年実
- 一 拳鞠の者人殺の中はあき人のぼり
- 一 片のくあてたをて取れぬははるを
- 一 西子持石のをくひけはは
- 一 鞠を流して蹴るもの
- 一 て赤系鞠の流しては物を蹴る
- 一 鞠に割ても蹴

- 一 割るものば何より外はなきる口傳
- 一 鞠身物生事奉るは果ると身物生事奉るは少くも縁もなくとも見
- 一 御言は後身物中事礼の鞠半下流るる
- 一 法の外は鞠半よらんとは少くも物の
- 一 新なる見
- 一 鞠場尋ねと左のりは向返退よ足の
- 一 蹴り下下ねれり事との砂入砂出
- 一 言事口傳
- 一 鞠場(出方取柄の言)向ひは返ふ方廻
- 一 時より 鞠場の枝はを蹴る事奉る
- 一 ちやく足元と手ぬえとのあり
- 一 自然見物の中(鞠まらびあがり)は
- 一 蹴りの中へよく奉て其は蹴る所の
- 一 ちやくとる物又扇文もそあやろると
- 一 ちやくしてはてはるはか
- 一 しく者も鞠の事相成の鞠を乃何は
- 一 の中へ流る事。鞠を足物の中より
- 一 へ物をくくのは蹴るを法を知らぬ
- 一 人といふに蹴るをいふ

一鞠と曰ふ千枝の事其日の日さ然る鞠と
 取草とよしして千箇さ之三日辰
 まで鞠と鞠といふ草と似しして
 千草之くさき草と似しして鞠と
 と取草とよしして千とものこれと物
 子のセキヤリ付
 四本掛

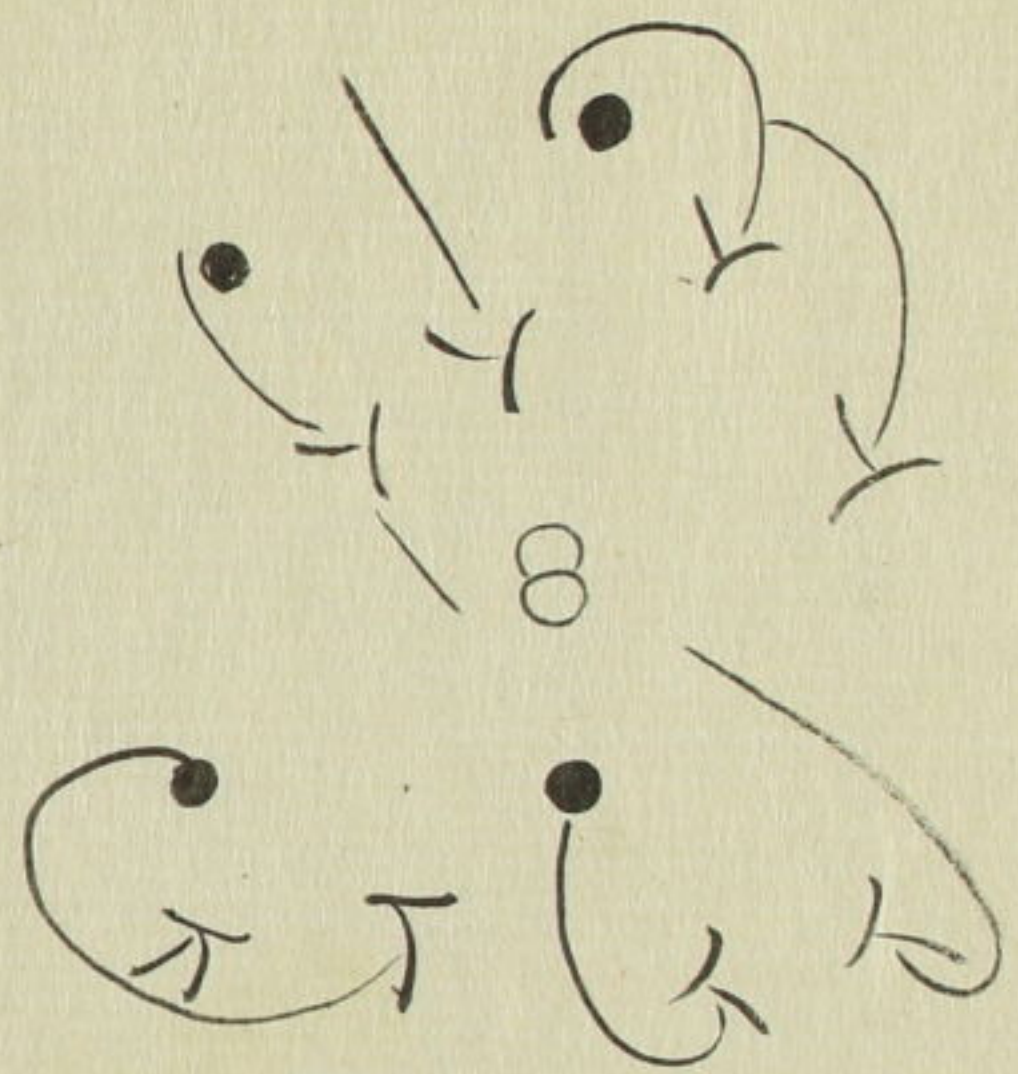
春	南	夏
櫻		柳
寅		巳辰
		楓
		申未
		焔
	北	
冬		
松		
戌		

一四甲松の母妻又ハ沖所の法之ニ申書
 一柳も免評短接きより其外ハ右
 のとくし物と木とのる一丈四尺三寸但
 母屋の柱との事之但願向ハ縁の廣
 さを深き一の方より丈段をより
 ともの

柳	南	楓
楓		柳
		巳辰
		楓
		申未
	北	
松		
楓		

一木と木の号ニ丈尺小柱一一同内庭柱
 庭狭き時丈九尺よとよし
 一木のさる一丈三尺五尺は小柱一
 多く小柱
 一鞠と曰ふ一内庭縁より折て縁の深
 けより一丈を以て事とも一丈内庭の内
 へ二丈を以て事とも一丈一丈は内庭
 を鞠の通る縁柱と柳の四寸二尺
 とのこの略ハ鞠梅を以て事をあを
 のけとよしヤ事とも一丈一丈は内
 庭の事

既中時活版書



右物長はれ、自然と知るこ
一糸座費事、漏る望人の事、一して、
皮、わは白毛、あ、
一

楓 松

柳 榎 軒

一、同糸座、たの、又、人、殺、多、あ、く、も、か
や、う、小、斬、の、匂、も、た、た、も、ま、事、あ、と
り、う、を、知、り、せ、や、

楓

松

軒

柳 榎

匂、と、た、た、も、ま、事、あ、と、り、う、を、知、り、せ、や、

一、鞠、の、柳、の、立、反、の、事、主、君、又、師、道、伝
お、登、り、小、ま、さ、り、あ、は、本、の、中、を、三、四、尺
の、け、て、鞠、伝、わ、ら、れ、よ、く、そ、時、本、の、と、ま、を
一、号、で、は、

一、鞠、の、風、穴、の、事、針、を、七、九、ツ、十、一、ツ、と、り、

一、鞠、を、甲、懸、の、枝、に、毎、十、事、に、ま、り、
板、身、の、柳、枝、を、楓、の、松、何、も、枝、に、
懸、り、ぬ、こ、又、幕、遣、戸、の、か、き、よ、う、け、て、
干、き、る、鞠、を、卒、尔、鞠、へ、う、け、

一 柳は楓松と又四季を名定して日
木を二平丸極するも又と雑木
を極るに雑木と云は榎栲材まゆこの木
なり 枕とも呼ぶ許なき人押返り
て極る事か 此鞠場を南面と式
あり又東の場は左のより

一 南面の庭乃付春を世宣やして柳
を世宣の隅へ極る 雜段の風之世宣
三極を極るに飛鳥井あり

一 鞠をこらむり入候事 前ももろと
く縁より下りて縁の邊より 古縁をす
事と云ふ文縁の上よりこらむる
まを沙簾の中よりこらむり 此
事もあり 是所簾を鞠の面
縁極とこらむり 此木の中へ
おろこらむるより鞠を極る
是所を四半抄の中程よりこらむり
太の母よりこらむるは向方へ何れ
ありふとも 是所を揚鞠をこらむる

鞠を揚へき也

一 鞠を存不重付と極力又と極力扇
をも扱て内者も扱鞠扱や
たよ記と一軒の向より出候乃木
の中より重付は極を突て九手を突
太の指より重付は極を突て九手
乃甲をとりて重付をとりて
重付は極の人数の中より 重付は
内この云の時は重付の人数は
鞠礼を知りし人なり 枝よ重付
る鞠を解て重付をとりて

一 風吹は重付は極は極重付は太
目一鞠のふくらむと上へ重付は極
一して砂の中へ鞠をゆり入候は至
この

一 鞠竿の事長さ一丈余や首を極る
に末も中も節より一寸余延て如
竿を扱きし時を重人の前へも
を突つて重付の重付は極は極
の深度等の好かるといふ

一切まわりの竹の枝をさうしてその節より
上を切竹の皮を包を云切うし竹の
枝をさし終る迄を云切うし地より
上二丈五尺末の節一寸並て切利枝
を烏帽子のさきへぬはる並し
下乃枝を外へ切角し

一鞠場(出)時扇をたし持扇し
鞠を膝より短く指を指かりし
蹴るも丸の指を蹴るも身底汗
拭杯をさるるも鞠を蹴又た足で
蹴ぬ事

一鞠を膝を出るも動るもたしより
草を踏左を足出さるも時より草と
かき蹴草を前より向き並頭より
さしめ

一上鞠をさるも又師の方へ蹴りけぬも
指指又も其中の下指の方へ蹴り
又草蹴の所より方へ蹴返られし時
身よりさうけ又も草を足はる指

と蹴し一さうりかちあき時と蹴
そこあふ指より

一鞠をさるもさるも太れ太指人指あびて
さう草を握中指を名指さ指し鞠
乃指を把しゆはるも指鞠のめくらり
上ししてたしを足さるも直蹴或は
袍の袖をさるも指しして持てお
るし一人のさるも太れ太指を蹴りて
鞠の指をたのめれ中へ足さるもたのめれ
ふくらしは指して草をさるもさるも
さるし

一因徒取事人の出しをさるもさるも
太の太指と人指あびて握りて太指を
いふくらしは指して先指の口を指して
さるもさるもさるもさるもさるも
さるもさるも又太のさるもさるも
てたしをさるもさるもさるもさるも
さるもさるもこれより太人鞠人さるも
の事

右也新維祀垂其家傳之
可受口訣之や尚家傳集之
関之新や維乃秘事之
傳授年妄不之代見者也

小池甚之忠

自成一

水嶋卜也

伊藤甚之忠

日集太

日將曹

日集太

辛辰

辛督

辛元

辛氏

魏方明記 魏鞠門

魏鞠之作法

史魏鞠の起は劉向別錄曰魏鞠者黃
帝作之結射傳曰昔黃帝天下に
王を以て出を以て小人黃帝の命を
背牙全鐵を以て弓箭刀を以て不能殺
黃帝天地より射玉女より鞠を射來
返射を以て射を以て身を以て死を以
て之を以て是鞠なりこれ出を以て
を以て魏主とてあやひは之を以て
魏略に之を以て昔鞠とては
自極天皇乃所之小皇女より
は及海といふも女帝成之を魏
ひ治りたりとて天智天皇は大磯
野之櫻樹の甲を魏鞠とて
今月御宇宮之れを魏鞠とい
はれり地下段宮も階とい
利

一懸の事 四甲の事 庭よりや一甲掛
 若納掛の頃(天智の御付) 柳
 二月掛 六甲掛 七甲掛 八甲掛 九甲掛
 十月掛 十一月掛 十二月掛 柳
 柳は四甲懸を切ります。この四季乃
 柳は一年は桜柳楓松又四季の木
 不足して日本三甲樹華子細か
 畷は又雅くも掛るが利又松四甲
 柳を懸候とす。此の柳の由は
 四季葉の色あつくと君子の本を
 有利柳の本にても掛るあり。此
 柳の汗をさく人は竹と庭、南西
 の庭をさくとす。此も南西の
 柳又老の事、ソウレの方をも取
 己は柳事甲は柳成まは松せ嵩は
 柳を懸、この也

一庭掃る 庭のやうい 庭退は掃出
 一 庭の庭の之は掃くは口の也 掃
 のは一 庭の庭の之は掃くは口の也
 あれは古庭より小葉は萩と庭
 掃は掃より身代て是を掃くは掃

一上

一庭水事 柳の句 庭退は掃出
 庭水事 柳の句 庭退は掃出

一木植 丈尺の事 柳と木との事 丈尺
 二寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 三寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 四寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 五寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 六寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 七寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 八寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 九寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸
 十寸斗中 庭乃 柳より 丈尺は二寸

一鞠と人 柳と人
 柳の肩を
 と官指してつまみ 柳三指を 鞠の肩を
 柳の肩を
 てた年を 庭は 柳の神を 柳の
 柳より 柳の
 鞠の心を 柳の
 柳の心を 柳の

と右も左も取れずの極子のせ卒
 方ニツニツ折れ又右も左も居たり
 折れて見ても勢見事と譽へまじ

一柳(鞠)をころも一(西)車録(た)り
 て縁の隅よりころも(又)縁の上より
 ころも(車)も(車)の隅よりころも
 ころも(車)も(車)の隅よりころも
 又木のゆりころも(車)も(車)も
 又木のはり(車)の中角(車)も(車)も
 ころも(車)も(車)も(車)も(車)も
 鞠を道(車)者鞠(車)も(車)も(車)も

一應子鞠(車)を(車)も(車)も(車)も
 門(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 折(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 角(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 左(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 つ(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 左(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 鞠(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も

の門(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 鞠(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 の方(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 風(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も

一鞠(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 言(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 方(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 する(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 て(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 鞠(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 其(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 を(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 一鞠(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 本(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 一(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 一(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 一(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も
 一(車)も(車)も(車)も(車)も(車)も

と云に君があれは私れにむきかゝ下
野郡に穿て置上つ所ありて子へ道をは
済せぬらん悔ひする程書紙を添搭す
或は諸氏の一席のより成る所清々と
包紙を束つゝも野郡の神多梨と云く
忌夜のみく三戸先成出る事一放
ひくく夜風の返音に中るをしもあは
非俄く登りて童子を乱抄の時見え
昔も事あり能くろ字者ゆ—
は市街の何れ一柱の何の何れ—
とやがう—何れと斗や或は何れと
あやまのしん代名子斗や事見成
—く又方違ひする事一況平の
の五人のあし—る事—さるあは
下の字を透つる事—に—く—を—
中ゆ—六調子く好む—
ほろろ事—有—人の笑とあるゆ
の事—
せせゆ—ゆ—く—
せふ—
つるも思—主膳の如く

ちる北田合人かよよとて七日—
美そとら—
く人のやりそこをいふも—
亮佐守の正督尉か備かとの下司能
候字有ふきなり—
この大の字成り書記の時—
右に書く下司に用強心踏と大踏
か候也有り是又候事未だ川中
包紙付く中あを海き—
とばらぬ先原の事—
返しくはく—是—
る—
中紙—
少字—
乃下字—
の西—
再—
成—
只—
解—

不承意座一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ
一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ
一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ
一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ
一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 役場不使之中ハ私儀何の何
使何の何事者者何の何事ハ

一 申に何と云へば一 是れ可成て使て偏言を
し之者不任也 池を鹿の舎一 何れ及も
い方の者れ銀表より在るよや 相を置換
扱まじ 亦其ハ 此ハ 臣向之 使て亦其ハ
謹より一 礼也 一 亦其ハ 凡 辨の事ハ 料理
の前後不定也 使て亦其ハ 臣向之 使て亦其ハ
其ハ 使て亦其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
何れ及も

一 料理おと大抵亦て治策最良一 臣向之
内著五車一 主人何事亦て對しての儀也
中かろし 秘種ハ 此ハ 臣向之 使て亦其ハ
其ハ 一 礼也 池を鹿の舎一 何れ及も
亦其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之

一 後廢臣一 一 後廢臣一
料理おと大抵亦て治策最良一 臣向之
内著五車一 主人何事亦て對しての儀也
中かろし 秘種ハ 此ハ 臣向之 使て亦其ハ
其ハ 一 礼也 池を鹿の舎一 何れ及も
亦其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之

一 近江府城の目ありて 申すに 此ハ 臣向之
い者 同也 一 亦其ハ 臣向之 使て亦其ハ
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之

一 此を鹿の舎一 何れ及も
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之
其ハ 臣向之 使て亦其ハ 臣向之

後不意其持者も手紙の持不取たの事誠を
不突出をて宛宛被るれ此等とて時ありたの手
を移るは是等とて蓋とても前より行きて
相成る扱ぬ相之指紙少押か手紙実花
時此紙子中坐して之や下下此意何ん
下切並し切有し蓋とて紙は右の端小
依く伏むも手紙の持とたの指しを
く重し一四重し向ふを突出量り成り此
初持より何申して三三初より向ひの礼
一重し四重の巻紙ありて右左あり
中後を左なり一四重紙取と重し右左
小重し一四重紙ありて一重し向ふあり
突陣と裁陣と上初不指奇有肘突
四重紙持陣と上四重紙向中持してはは
子も人四重とて此意ありて中者も
此道はこ中又此を四重紙より換りも
兵之肘重し一四重紙ありて蓋紙
右の陣より重たの事向四重紙持より
重し此向に一四重紙持奇肘より重し
重し右より四重と持陣と上たの事突

又右肘突手と重し下陣と裁紙
此を上ありて右膝小指指尺かく一重紙
者を懐中し一四重紙ありて指指と重し
き重し一四重紙ありて一重紙は右の
四道具と下し持たの事一四重紙持して
又蓋を右指し重し向ふ手突出は肘突
れの際も一四重紙は右ありて重し
ある事一四重紙は右ありて重し
の事不指奇道と成る右不重紙持たの
手紙は後と一四重紙ありて一重紙は
四重紙は右ありて重しは右中上重紙
紙一重し一四重紙は右ありて一重紙は
かき重し一四重紙は右ありて一重紙は
指指奇ありて重しは右不重紙持たの
四重紙は右ありて重しは右不重紙持たの
事も重し一四重紙は右ありて一重紙は
紙重し一四重紙は右ありて一重紙は
重し一四重紙は右ありて一重紙は
重し一四重紙は右ありて一重紙は
重し一四重紙は右ありて一重紙は

一 遺書は持以傳之と云又時傳ふと傳ふに
傳ふ事も王の遺言を思存して傳ふるに成
勢也何合すの由上の趣大概の世に於て
對御書一々を傳ふに由を記すに
少しやの傳ふに事なき事也此の由に
とらへて傳ふに由を記すに
目言ふに傳ふに由を記すに
旨也尚の由を記すに
切なりとて此の由を記すに
一 遺書は持以傳之と云又時傳ふと傳ふに
傳ふ事も王の遺言を思存して傳ふるに成
勢也何合すの由上の趣大概の世に於て
對御書一々を傳ふに由を記すに
少しやの傳ふに事なき事也此の由に
とらへて傳ふに由を記すに
目言ふに傳ふに由を記すに
旨也尚の由を記すに
切なりとて此の由を記すに

一 遺書は持以傳之と云又時傳ふと傳ふに
傳ふ事も王の遺言を思存して傳ふるに成
勢也何合すの由上の趣大概の世に於て
對御書一々を傳ふに由を記すに
少しやの傳ふに事なき事也此の由に
とらへて傳ふに由を記すに
目言ふに傳ふに由を記すに
旨也尚の由を記すに
切なりとて此の由を記すに

一 遺書は持以傳之と云又時傳ふと傳ふに
傳ふ事も王の遺言を思存して傳ふるに成
勢也何合すの由上の趣大概の世に於て
對御書一々を傳ふに由を記すに
少しやの傳ふに事なき事也此の由に
とらへて傳ふに由を記すに
目言ふに傳ふに由を記すに
旨也尚の由を記すに
切なりとて此の由を記すに

とくは其儀を以て其時自多不其力目録等と
知く事あり目録等(四五)其儀の序より
以て其儀と其儀とを以て一とす(一)目録
の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)

一 目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)

一 目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)

一 目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)

一 目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)
目録の序より其儀と其儀とを以て一とす(一)

一 此等氣を自ら入るは後者として居候は凡
明くは沙粒を在るは料理と有りて精を不
多の御座りし所ありて其念を自然
其の御座りし所ありて其念を自然
りし所ありて其念を自然

一 此等にて事内にて事外にて改む候は凡
包を懐中して一は所少カクを感ず入持て其
望馬より先ず其持うべきや自他自ら少少
眞は御座りし所ありて其念を自然

一 此等の内前より下りし一書ありて目成る事
一にて其内前より下りし一書ありて目成る事
一にて其内前より下りし一書ありて目成る事

一 此等にて事内にて事外にて改む候は凡
包を懐中して一は所少カクを感ず入持て其
望馬より先ず其持うべきや自他自ら少少
眞は御座りし所ありて其念を自然

一 此等にて事内にて事外にて改む候は凡
包を懐中して一は所少カクを感ず入持て其
望馬より先ず其持うべきや自他自ら少少
眞は御座りし所ありて其念を自然

一 一時代の相帯を誦く根のあらたして
ては相礼法律事よき事也

一 功徳を以てて若くは位階授けりて小
さし知事ものや其にて是れ中人を以て其
不遂の礼や中川に書又そのとく有徳は其
相帯門外(出)る事不礼(其)事馬
一 事不届候事又使志候に候るも
其は位階也

一 今江府の事は其焼香候も亦其時其
以て其は其候中其真を備候は其
以て其候なり(其)事也
一 其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 候人の上候事其は自分焼香は其
候事其候中其候は其候事其候
其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 候事其候中其候は其候事其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 功徳切事其候事其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 御事其候中其候は其候事其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 其候は其候事其候中其候は其候
其候は其候事其候中其候は其候

一 其候は其候事其候中其候は其候

一 年取不吉言と為礼に在る時先不吉方目録あり
年取半股三有ち〜書後りて之の力
少後立言世有内か主之人も礼に在る
物に依りては法を在るは法に在るは
三代を信し一子刑を在るは法に在るは
紙書去難成り有るは法に在るは
居るは法に在るは法に在るは

御方刀馬代 御方信信 御方信信

月日

何の何事

何の何事

一 年取不吉言と為礼に在る時先不吉方目録あり
年取半股三有ち〜書後りて之の力
少後立言世有内か主之人も礼に在る
物に依りては法を在るは法に在るは
三代を信し一子刑を在るは法に在るは
紙書去難成り有るは法に在るは
居るは法に在るは法に在るは

一 年取不吉言と為礼に在る時先不吉方目録あり
年取半股三有ち〜書後りて之の力
少後立言世有内か主之人も礼に在る
物に依りては法を在るは法に在るは
三代を信し一子刑を在るは法に在るは
紙書去難成り有るは法に在るは
居るは法に在るは法に在るは

死云のうゝ水も菴蘭を地へ系はす屋敷不入
後下名取を看先町並のよきと越城云々伏城
御いづるうらうら 糸くは清徳長宗三日
清徳を死せしむ一水と云は清徳の死所
と系はす吾主人のうらや

一 道中にも清事没道徳ゆゑに其大切の首尾
ゆゑの御存と存せしむかたが吾は傳

一 御故人深平とて世にのちの首のつゝ尾
をさめて在りしあり 伝説さるる人の気持
足るにあり 虚事を勤むれと著く
身と打茶 君が清へと身と直とせよと
見くつる伝説あり 事ぬふふ旬朋友より
清事とせよと 主人かして後其の首者
ありしは先ずは清徳の事とせよと
思案し 始末官道 亦く清徳御説
うゝ清平の事とて人々其首をく包掛と云
推量せしめし 有利ありと云ふも
ゆゑに 清徳とせよと成りし 今亦てい
おゝ身と直く 難物とて彼の清徳や清
徳あり 訓とていふも是の訓にありし
書く大和とていふの清と礼と成りし事

凡そ名に我知多且見かききとて鬼不
清徳ありとて先重乃いひてし 清徳坊の
思案乃あるに記さる 好く明眼白智の
人并あり 清徳清事ありし 偏明清徳
相とて也

四季法禮以下八部為一冊
令秘藏者

寶政三年五月九日

原方

余丁辰

